

1 松河戸の沿革(総論) (明治～戦中)

この松河戸の地に、人々が住み始めたのはいつか分かりませんが、豊富な水を求めて庄内川の川沿いに住みはじめ、魚を捕り狩りをしながらの暮らしが続いたと思います。

此の地は春日井市内でも早い時期に稲作が伝わり、文化の発祥地になりました。

松河戸遺跡からは、稲作農耕が日本に伝わってきた段階での「環濠集落」が確認されており、庄内川が育んだ豊かな土地で稲作が行われた頃から、松河戸の歴史は始まります。

弥生、古墳時代、荘園の中での農業、道風が生きた時代、そして室町時代に現代に続くムラ社会が始まり、激動の明治から昭和へ、大戦を経て戦後の復興へ、そして土地区画整理事業へと、それぞれの時代の文化が現代へと引き継がれてきました。

松河戸には、県指定文化財史跡第1号に指定された「小野道風誕生伝説地」、市の史跡「十五の森」があり、現在まで語り続けられてきたのは先人たちの足跡の積み重ねがあったからに他ありません。

現代人のルーツは村にあり、此の地に住んだ先人たちの足跡を、時代を追ってみます。



松河戸の里の原風景図

松河戸文化科学探求隊

隊長 長谷川 浩

080-3657-7052

松河戸町の沿革ホームページ

<http://matsukawado.com/>

1 松河戸の沿革(総論) (6) 地方制度の整備 p34～ (8) 戦前、戦中の様子 p78

- (1) 此の土地の形成 p 3
 ① 此の地の地形、② 此の地の誕生、③ 地質時代、太古の時代区分表
- (2) 川沿いの文化 p 9
 ① 川沿いに稲作が発祥(縄文～弥生時代)
 ② 川沿いの古墳(古墳時代)
- (3) 律令国家体制 p13
 ① 条里制による口分田での農業(飛鳥～奈良時代)
 ② 道風が活躍した時代の国風文化(平安時代)
 ③ 荘園のなかでの暮らし(平安～鎌倉時代)
- (4) 封建的政治体制 p20
 ① 荘園の変質と農業技術の発達(鎌倉～室町時代)
 ② 惣村の発達(室町時代～戦国時代)
 ③ 村社会の成立と農民統制(安土桃山～江戸時代)
- (5) 幕末の春日井 p29
 ① 幕末と村民の暮らし、② 幕末・維新の混乱
- (6) 地方制度の整備(明治から昭和(戦前)～) p34
 ① 行政区域の試行錯誤、② 地方自治の始まり ③ 行政区域の変遷表
- (7) インフラ整備と殖産興業(明治から昭和(戦前)～)..... p41
 ① 税制改革、② 貨幣制度、③ 徴兵制、④ 学校制度、
 ⑤ 農業政策・改革、⑥ 郵便、電信電話、⑦ 鉄道(中央本線)
- (8) 戦前、戦中の様子 p73
 ① 農村恐慌と小作争議、② 戦争の時代
- (9) 戦後の様子 p79
 ① 戦後の混乱 ②農地改革、③ 農家の構造変化、④ 鳥居松工廠跡地、
 ⑤ 子どもの頃の遊び(戦前～昭和30年代)、⑥ 松河戸周辺の工業化
- (10) 区画整理から未来へ p97
- (11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物処理施設 p101
 ① 施設建設の反対運動、② 試運転における度重なる事故、
 ③ 産業廃棄物処理施設建設反対運動の経過表
- (12) 松河戸の年表 p105

(6) 地方制度の整備 (明治から昭和(戦前)へ)

アジア諸国が西欧の植民地となるなかで、明治政府は「富国強兵」のため、軍備、その他の近代化を急ぎました。

富国強兵のため、まず掲げたものは、「地方制度の整備」「インフラ整備と殖産興業」でした。

明治2年6月「版籍奉還」が行われ、明治4年7月「廃藩置県」が行われ、明治4年4月「戸籍法」が公布されて翌5年2月から実施されました。

戸籍法は「税制」(明治6年地租改正)・「学制」(明治5年学制発布)・「徴兵制」(明治6年徴兵令)の基礎として「戸籍法」が制定されたもので、これらの仕事は、戸長の重要な役目となりました。

町村には「大小区制」がひかれて、庄屋・組頭・頭百姓などの「村役人」を中心とした旧来の村落制度とは別に、戸籍法に基づく「戸長」によって直接人民を掌握しようとする区制が設けられました。

① 行政区画の試行錯誤



① 廃藩置県

旧春日井群松河戸村は、現在の松河戸町に加えて、愛知町、細木町、町田町、松新町と、小野町の一部が含まれ、水田耕作面積は150町歩程でした。

廃藩置県の詔書

松河戸村は尾張藩の領有であり、大代官所(現春日井市では、松河戸、勝川、味鏡原新田、妙慶応新田)が管轄していました。

明治元年に尾張藩は、尾張藩(名古屋藩)、犬山藩、今尾藩に分割され、全国の藩が所有していた土地(版)と人民(籍)を朝廷に返還した「版籍奉還」が明治2年6月17日(1869年7月25日)に勅許され、新政府は明治4年7月「廃藩置県」にふみきりました。

これにより、封建制から中央集権へ、そして幾多の変遷を経ながら現在の地方自治へ進んでいくこととなります。

廃藩置県で、当地区は名古屋県となり、明治4年11月に犬山県が編入され、明治5年4月から愛知県となりました。

② 大小区制

明治4年4月「戸籍法」が公布され、翌5年2月から実施されました。

戸籍法は「税制」(明治6年地租改正)・「学制」(明治5年学制発布)・「兵制」(明治6年徴兵令)の基礎として「戸籍法」が制定されたもので、これらの仕事は、戸長の重要な役目となりました。

町村には「大小区制」がひかれて、庄屋・組頭・頭百姓などの「村役人」を中心とした旧来の村落制度とは別に、戸籍法に基づく「戸長」によって直接人民を掌握しようとする区制が設けられました。

この年は壬申の年で「^{じんしんこせき}壬申戸籍」ともいわれました。従来は身分ごとに戸籍を別にしていたものを、国民支配のために、住民一人一人の姓名・住所・年齢・生死などを確実に掌握するための処置でした。

そのため、4~8町村を組み合わせ小区として「戸長」を置き、いくつかの小区をまとめて大区を設けました。

しかし、明治5年4月、戸長との二重行政を廃止するために、旧来の村役人を廃止(旧来の郡・町村体制を廃止)しました。

このことで従来の自治的村落は一時その姿を失いました。額田郡が愛知県に合併された明治5年11月時点では、県下に15大区152小区があり、春日井郡は第3大区となり、18小区に区分されました。

春日井地域の7小区についてみると、村数は9村~18村、戸数は1,031戸~1,887戸になっており、各小区にそれぞれ2人の戸長がおかれましました。

松河戸は小区10で、庄内川向こうの守山などと組まれました。(表4)



(表4) 明治7年春日井地域小区戸受ならびに村名 (各小区……額以下は町域外)

小区	戸長	村名	村数	戸数
7	丹羽永次郎 安藤祐三郎	味鏡原新田 (農) 如意、大蒲新田、久地野、喜惣治新田、二子、高田寺、井瀬木、鹿田、片塚、能田、豊湯、味鏡	13	1,887
		如意村 (農)		
9	安藤五兵衛 鈴木勇右衛門	春日井原新田 (農) 稲口新田、如意申新田、長齋新田、春日井原新田	9	1,031
		南外山村 (農) 南外山、北外山、北外山入鹿新田、春日寺入鹿新田、青山		
10	徳田弥吉 安藤新右衛門	味鏡村 (農) 勝川、勝川妙慶新田、松河戸	18	1,224
		川村 (農) 瀬古、福徳、下中切、成願寺、川、牛牧、大森垣外、大永寺、金屋坊、守山、幸心		
13	梶田喜左衛門 飯田重蔵	田楽村 (農) 田楽、大泉寺新田、大手池新田、大手西新田、田楽新田、大手、牛山	14	1,723
		下原新田 (農) 下末、上末、池之内、林、野口、大山、大草		
14	小原弥平治 藤田興七	上条村 (農) 上条、下条、中切、下津尾、桜佐、野田、牛毛、神領、下原、南下原、下大留、上大留、下条原新田、八田興吉新田、下原新田、上条新田、大光寺子新田、八田新田	18	1,670
		八田新田 (農)		
16	堀尾丑之助 加藤種三郎	関田村 (農) 関田、高蔵寺、久木、足飯、白山、松本、庄名、神明、出川、下市場、名栗、堀之内	16	1,569
		関田村 (農) 吉根、下志段味、中志段味、上志段味		
17	稲垣伊左衛門 吉田吉太郎	神屋村 (農) 神屋、外之原、内津、廻間、明知、上野、西尾、一色、和泉、玉野	10	1,132
		久木村 (農)		

村名及草高等村毎明細表 (林家文書)



③ 三新法体制と戸長・町村会

しかし、戸籍制度に基づいた大小区制が、旧慣にそむき実情にあわなかったことや、地租改正争議や反政府運動の方向をそらす必要にせまわれ、明治11年7月政府は、「郡区町村編成法」・「府県会規則」・「地方税規則」のいわゆる三新法を公布して、町村民の惣代としての戸長を公選とし、旧町村の行政的機能の回復をはかり、もとの郡制を行政区に復して、あらたに郡長を置くこととしました。

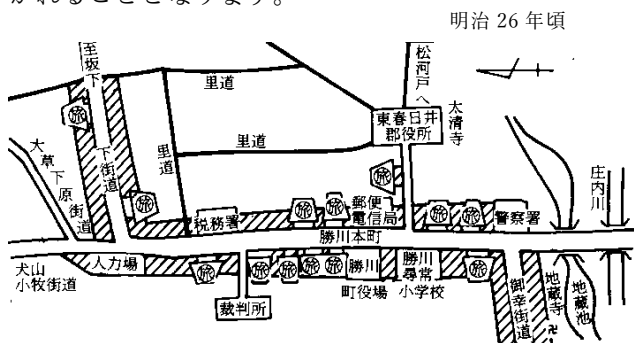
愛知県では、明治11年12月から施行され、尾張に8郡の役所がおかれ、春日井郡役所は下小田井村におかれました。

当時、勝川は名古屋から多治見方面へ向かう下街道と、小牧へ向かう勝川道の分岐点でもあり、郵便局、警察署、裁判所、税務署が設置され、銀行なども進出し、明治26年9月には春日井地域で最初の町に昇格し、中心的な場所でした。

やがて、春日井郡は明治13年2月東西2郡に分かれ、東春日井郡の所管は111カ村となり、そのうち春日井地域では47カ村となりました。

東春日井郡役所は勝川村太清寺内に置かれ、郡長には地租改正反対運動で活躍した林金兵衛が任命されました。

東春日井郡役所は大正15年の郡役所廃止まで勝川におかれることとなります。



明治13年
春日井地域における47カ村区域図



明治中頃の勝川町の周辺の街並み

明治13年2月春日井郡は東西に分郡され、郡役所は勝川村太清内に置かれました。

明治時代の勝川町の中心地は、勝川口(現在の勝川町2丁目付近)でした。

明治12年の戸数は、105戸、人口475人で、下街道に沿って街並みをつくり、住吉屋、柏屋、米屋など十数軒の宿屋と美濃屋、みなとやなどの休み茶屋がありました。

人力車が20台余りあった人力丁場、米屋、酒屋、煮売り屋などの商店、警察署、郵便役所、税務署、裁判所、村役場、尋常小学校などの公共機関が集まるようになり、明治26年に町制になりました。

郡役所は、明治28年に太清寺より返還の要求があり勝川町の中屋敷2の375の4、現在の勝川町3丁目の信号のある北側の地点に明治35年7月に新築されました

明治33年に中央線の勝川駅が町の中心から東北1kmの松河戸新田にできると、町の中心は駅前に移っていきました

大正元年9月の台風で倒壊し、勝川町字東八田山、勝川駅より北方にのびる道路の左側で十字薬局のところを左手に入り、現在は勝川幼稚園となっていたところに、建築費は10,709円にて再建されました。

愛知県では明治10年11月愛知県町村会議員仮選挙法33条と町村会仮章程15条が公布され、町村は合併し500戸を1組とし「第何区何町村会」と称して、議員の数は20戸に1名、有権者は各町村在籍の戸主で不動産を有する満2年以上居住の戸主で、満17歳以上の男子と定められました。

議決の方法は多数決の原則が採用されましたが、議決の実施は県の採否にまかされ自治権は認められていませんでした。当地域において、松河戸第3区松河戸村会がどのように組織されたか詳しい過程はわかりませんが、松河戸村の堀部忠吉は明治11年2月28日に第三区の区長湯地丈雄から「第三

区第壹番組村会議員」の当選通知書を受け取っており、すでに明治10年公布の規定がこの時期に実施されたようです。

自主性を認めた「区町村会法」は明治13年4月交付され、土地所有者の選挙で選ばれた議員が区町村の公共事業や区町村費の賦課徴収を審議する体制が定着しました。

戸長役場には、公選後に知事によって任命される「戸長」と書記にあたる「筆生」、雑用係である「小走」がおり、戸長らの給与は県税で賄われ、代わりに府知事および県令-郡長-戸長の上下関係の下に置かれることになり、官吏懲戒令の対象にもなり得ました。

戸長役場では戸籍事務のほか、中央政府および府県や郡の命令を住民に伝達・徹底に努め、更に徴税や厚生などの業務を行いました。

戸長は公選によって選ばれていましたが、多くは旧来の庄屋などが選ばれる傾向が強くありました。

松河戸では戸長の私宅の一部を戸長役場に充てており、この時代の戸長役場の主な仕事としては、租税(戸籍・土地名寄の調査整理等)、徴兵、教育(学校授業料等の収納等)、祭り、労役(溝役、道役)の管理調整、隣村との交渉や村民トラブルの調停や、郡役所からの調査依頼や連絡調整などでした。

松河戸村戸長役場では「明治16年4月の儉約決定簿」で、村民の生活行動をも規則を設けています。

(参照 P46 儉約決定簿)

④ 再び戸長の官選化

しかし、これも明治17年(1884)の改正で戸長は官選化し、戸長区域の拡大(東春日井郡111か村は32組に区分)にともない、再び自主性のない連合町村会に後退することとなります。

旧来の庄屋の系統を引く公選戸長は明治政府の組織の末端にありながら住民の代表として政府の政策に対峙する姿勢を見せ、自由民権運動に走るものもいました。

このため戸長を知事による官選に改め、平均5町村、500戸を目途として1人の戸長を置く制度に切り替えました。

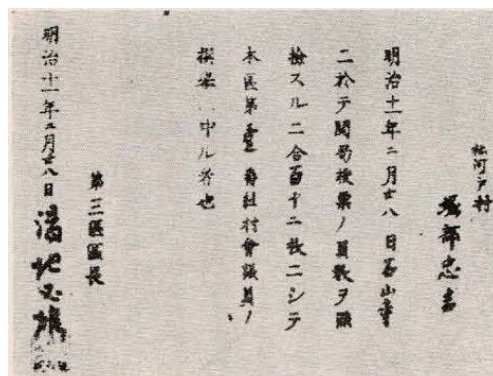
これによって戸長役場の性格も変わり、複数の町村を1つの戸長役場が管轄するようになり、「連合戸長役場」と称されるようになりました。

また、戸長の私宅を戸長役場にすることは行政の私物化に通じるとして禁じられ、原則として役場は新築もしくは学校や寺院などの公共性の高い施設や第三者の私宅などを借り上げて役場とすることになりました。

もっとも、旧来の町村ごとの惣代が町村単位の責任者として戸長の補完機能を果たし、町村会も引き続き活動するなど、必ずしも官選戸長が地域行政を把握していた訳ではありませんでした。

政府の説明では、小さな旧村落では財政能力にも乏しく、また適当な戸長をうるということが難しいという理由で改正されましたが、地域内から選ばれた戸長でなく、国策に忠実でかつ行政能力のある官吏を戸長に任じることが理由であったと思われます。

地域としては勝川町、松河戸村と春日井地域外の瀬古村・幸心村が組まれました。



村会議員当選通知(松河戸村 堀部忠治氏 蔵)



明治17年春日井地域における戸長役場区域

② 地方自治の始まり

しかし、全国的に高まる自由民権運動の波におされて、明治22年(1889)2月「大日本帝国憲法」が公布され、それと同時に地方制度にも根本的な改革がおこなわれました。

中央の行政事務を地方に分担させ、政府の統制の枠内で、それも地方住民の権利としてではなく、義務として地方自治を認めたものであり、真の地方自治とはほど遠いものではありましたが、ここにその後の地方自治制度の根本が定められました。

また、政府は町村の実力を充実し自立の基礎を強固にするため、町村合併を進めました。

明治22年10月市制・町村制施行(明治の大合併)で、春日井地区では47の村が約3分の1の16カ村に統合されました。

明治17年(P37の図)と22年(右図)の戸長役場区域と比べると、1組から瀬古、幸心が分離し、松河戸村は18組(下条、下津尾、上中切)と合併し小野村となりました。



明治22年 町村制施行当時における 春日井地域 16カ村区域図
(明治39年 春日井地域は、勝川町、鷹来村、鳥居松村、篠木村、坂下村、高蔵寺村の1町5村となる 赤枠部分)

町村長、議員ともに町村公民の選挙になりました

ましたが、公民とはその町村に2年以上居住し地租または直接国税2円以上を納める25歳以上の男子とされ、選挙人を納税額の多少により分けるなど公正といえるものではなく、この非民主的選挙法はその後、大正十年の改正まで続きます。

群役所は、明治35年に太清寺から勝川町字中屋敷の下街道筋に新築移転しましたが、大正元年9月の暴風雨で倒壊し、大正2年に勝川駅前通り(字八田山)に移転しました。

明治39年には、小野村と和爾良^{かにら}村(大光寺子新田、八田新田、上条村)と合併し鳥居松村となり、この地の住所は、東春日井群鳥居松村大字松河戸となりました。

春日井地区ではいままでの16町村が6町村に合併されました。

地縁共同体だった松河戸村は、近代的な意味で地域を行政統治するための地方公共団体(小野村、鳥居松村)に加わることとなりました。

また、町村合併などにより、県と町村との間に自治体としての郡をおくことの意義もうすくなり、大正10年に郡制は廃止され、大正15年6月に郡役所も廃止されました。

昭和18年6月1日、勝川町 鳥居松村 篠木村 鷹来村の4か町村が合併して春日井市が施行され、この地は、春日井市鳥居松村大字松河戸となりました。

この地域には、軍事工場が鳥居松工廠(昭和14年8月発足)、鷹来工廠(昭和16年6月発足)、高蔵寺工廠(昭和16年9月発足)の3つあり、一つにまとめたいたの軍部の意向もあったと聞いています。

非合同の回答をした坂下村、高蔵寺村を除く1町3村が対等な形で合併することになり、市の名前については「春日井郡(古くは春日部)」の地名から春日井市とすることで決着がつけました。

愛知県では、名古屋市、豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、半田に続いて7番目の市となりました。



東春日井郡役所
大正2年に勝川駅前通り(字八田山)に移転

※ 豊川を含めて戦前では愛知県に8市が誕生しました。

当時の広報である春日井時報には、安達英一市長の式辞として、「古材を主体とし外観には顧慮することなく経費の節減に努めた。

戦局熾烈を極めているが市政運営の中核ができ、意気を高めて政務にあたる」という内容が記されています。

水穂通り5丁目に新市庁舎として建築された市役所は、終戦後昭和23年11月に旧鳥居松工廠本館に移転し、その後に春日井郵便局が入りました。

終戦後の昭和28年(1953)の町村合併法施行から新市町村建設促進法(昭和の大合併)施行により、昭和33年1月には、春日井市は高蔵寺町(23.86km²)と坂下町(21.26km²)を合併し、人口7万余、面積92.71km²の都市となりました。

昭和35年5月現在の地に鉄筋コンクリート3階建ての市庁舎が新築され、その後平成2年度には、12階建て延べ床面積約42,400平方メートルの市庁舎が新築されました。

【参照(p362) 16 自治会組織 (1)自治会の歴史】



昭和19年新築された最初の市庁舎
その後、春日井郵便局が入る。
写真は、昭和36年



旧鳥居松工廠本館に移転した 写真は昭和25年



旧市庁舎(昭和35年5月竣工)

③ 行政区画の変遷表

年号	行政名
近世	尾張藩春日井郡松河戸村 (藩政時代春日井市に相当する地域は、大代官所、小牧代官所、水野代官所があり、松河戸は大代官所の管轄になっていた。)(尾張藩に8郡、春日井郡には199村あり)
慶応4年1月	同 (尾張藩は 尾張藩、犬山藩、今尾藩に分割)9月に明治となる。
明治2年6月	名古屋藩春日井郡松河戸村 (尾張藩を名古屋藩に改称) 版籍奉還
明治4年7月 廢藩置県	名古屋県第3大区第10小区松河戸村 (廢藩置県で、名古屋県、犬山県、今尾県が誕生) ※旧来の村落制度とは別に、戸籍法による「戸長」による区制ができる。
明治4年11月	同 (犬山県が名古屋県に編入)
明治5年4月	愛知県第3大区第10小区松河戸村 (名古屋県を愛知県と改称) ※二重行政のため 旧来の村落制度(村役人)廃止し、「戸長」による区制のみにする。
明治5年11月	同 (三河の額田県が愛知県に編入)
明治9年8月	愛知県第3区松河戸村 (大小区制改める)
明治11年12月	愛知県春日井郡松河戸村 (郡区町村編制法) 春日井郡役所は下小田井村に置く ※戸長を公選とし旧来の村落制度の復活をする。そして、元の郡制を行政区とし郡長を置く
明治13年2月	愛知県東春日井郡松河戸村 (春日井郡は東西に分郡される) 東郡役所は勝川村(太清寺内)
明治17年	同 ※再び戸長は官選化し勝川町、松河戸村と春日井地域外の瀬古村・幸心村が組まれた。
明治22年10月	愛知県東春日井郡小野村大字松河戸 (松河戸、下条、下津、中切の四か村が合併し小野村となる) 市制及び町村制を施行(明治の大合併)
明治35年7月	東春日井郡役所が建設され、太清寺から字中屋敷の街道筋に移転する。 (その後大正2年に勝川駅前通りに移転)
明治39年7月	愛知県東春日井郡鳥居松村大字松河戸 (小野村と和爾良村(大光寺子新田、八田新田、上条村)と合併し、鳥居松村となる)
大正15年6月	東春日井郡役所廃止 (大正10年郡制廃止公布される)
昭和18年6月	愛知県春日井市鳥居松村大字松河戸 (勝川町 鳥居松村 篠木村 鷹来村の4か町村が合併して春日井市が施行)
昭和23年	愛知県春日井市松河戸町 (松河戸新田が松河戸町から分離し「松新町」となる。)
昭和33年1月	春日井市は高蔵寺町と坂下町を合併する。人口7万余の都市となる。(昭和の大合併)
昭和53年	「小野村」が松河戸町から分離
昭和55年	「愛知」、「細木」、「町田」が松河戸町から分離

(7) インフラ整備と殖産興業 (明治から昭和(戦前)へ)

アジア諸国が西欧の植民地となるなかで、明治政府は「富国強兵」のため、軍備、その他の近代化を急ぎました。

富国強兵のため、まず掲げたものは、「地方制度の整備」「インフラ整備と殖産興業」でした。

明治維新の直後、新政府は財政不足を補うために太政官札や民部省札など不換紙幣を大量に発行しましたが、江戸時代に幕府が鑄造した各種の金銀銅貨や藩札なども流通しており貨幣は混乱状態にありました。

貨幣の統一など経済基盤である「貨幣制度」整備の必要に迫られており、明治4年、金本位をたてまえとする「新貨条令」を制定し、円・銭・厘の貨幣単位を定め、新貨幣をつくりました。

また、明治4年それまでの飛脚は廃止され、官営の「郵便制度」が発足し、全国均一料金制がとられました。

特に力を注いだ「鉄道事業」では明治5年に東京―横浜間が開通し、明治22年には東海道の全線が開通し、明治25年の「鉄道敷設法」公布により中央線も敷設されることとなります。

国の殖産興業の一つが養蚕で「外貨獲得産業」として重視され、日本の近代化(富国強兵)の礎を築きました。

松河戸は水田中心の地帯なので、すべての農家は米作を行っていましたが、明治に入ると、国の「農業政策」による「多角的農法」のすすめにより、副業として「綿栽培」、「養蚕」などが行われています。

明治14年(1881)、殖産興業政策の一翼を担う国家機関として「農商務省」が設立されます。

①「税制改革」[p42](#)、②「貨幣制度」[p48](#)、③「徴兵制」[p49](#)、④「学校制度」[p50](#)、⑤「農業政策・改革」[p59](#)や、⑥「郵便制度」[p63](#)、⑦「鉄道」[p66](#)などの近代化を進めるなどいろいろな政策を打ち出しましたが、どれも松河戸の村人のくらしに大きな影響を与えました。

なかでも村にとっての大きな出来事の一つとして、明治6年(1873)に制定された税制改革の「地租改正」でした。



農商務省

農林・商工業の行政をつかさどった中央官庁。1881年(明治14)設立

① 税制改革

① 地租改正

新政府が殖産興業と近代化を進めるためには膨大なお金がかかりますが、人口の8割近くを占める農民により、9割近くを納めている年貢(米)で賄われていました。

年貢米は、運ぶ手間もかかり、米の取れ高によって政府の収入も変動します。

このため、租税の仕組みを整えるため「**地租改正**」が行われたのですが、この地域の村々では、江戸時代より多くの村が増税に苦しむこととなります。

曖昧になっていた土地の所有者をはっきりさせて、「**地券台帳**」を作成するとともに、その地主や自作農に「**地券**」を発行して私的所有権(土地の売買)を認め、地価調査により、その地価の3%を地租として貨幣で納入させるというものでした。

それまでは米で年貢(旧地租)を納入させていたため、その年のコメの出来次第で変動していましたが、これで政府の税収は安定しました。

地券は本邦初の洋紙を用いた凸版印刷物であったことから、この地券用紙の製造自体が日本における本格的な洋紙の製紙・印刷の^{さきがけ}となり、我が国における洋紙印刷業育成の役割も担うこととなりました。

当初は紙の製造が追いつかず、当地にある王子製紙の前身「**抄紙会社**」が政府から地券用紙の製紙委託をされていたとのことです。

(※ 明治6年(1873)に渋沢栄一が中心となって設立した。明治9年に「製紙会社」へと改称)

「**地券台帳**」作成にあたっては「**検地帳**」「**名寄帳**」が基にはなりますが、村ごとに戸長、改租係が村人を動員して、土地測量(調査準備)を行い「**地引野帳**」を作成する仕事から始まります。

この地区では土地測量時に廻村して監督にあたる県官(荒木利定)の適当な態度(夜中に炬火を付けて適当な調査を強行するなど)に問題がありこの地域の地租改正争議がより激しくなったとのことです。

さて、松河戸の「**地引野帳**」をみると、所在地、地目、面積、持ち主など一筆ごとに書き上げたもので、田畑の形状も書かれています。

この地引野帳から地検台帳が作成され、土地の持ち主に地券が発行されていますが、後に地券は、公証制度の整備や登記法実施によって法的な意味合いを失ったため明治22年の「**土地台帳規則制定**」とともに廃止されます。

明治6年7月に「**地租改正条例**」が布告され、土地測量は一応明治9年9月に終了しましたが、この地域の地租改正はスムーズに進まず、明治14年までかかることとなります。



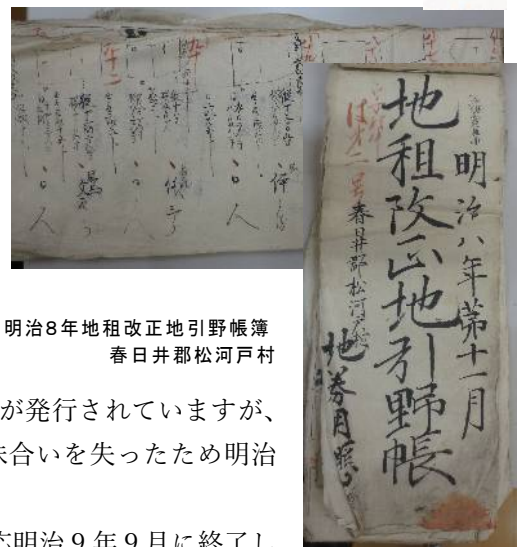
地券

愛知県の印と地券之証印がある。(上部には地検台帳との割印があるが、明治12年7月廃止)

地券の裏には、その地券が表象する一筆ごとの土地の所在や地目、面積、地価、所有者などが記載されていた。郷土史家すがいから

矢立
実地測量に使用した携帯用の筆入れ。

畝杭
土地一筆ごとの実地調査にあたり、目印として田畑の畦に立てられた。

明治8年地租改正地引野帳簿
春日井郡松河戸村

② 地租改正争議

地租改正の作業は、明治6年7月の地租改正条例(法律)、明治7年11月の「地租改正ニ付心得書」などにに基づき、土地一筆ごとの地押さえ丈量を行い、その結果を積み上げて、村の収穫を定め、村位等級を決定し、村位に対して地租を課するはずでした。

しかし、明治9年3月に至り改正事業の遅れを取り戻そうとする県当局が、この順序を無視して実態とかけ離れた郡全体の収穫から割り出した村位を押しつけたのが歎願運動の発端でした。

それまでに比べて何倍もの増税になる村も出てきました。

この地域は、江戸時代尾張藩は徳川御三家ということもあって、石高も比較的大目(隠田なども暗黙のうちに認められていた)にみられており、他の地域より生活が楽であったとされています。

(多くの地域が収穫したコメの半分の5公5民のところ、尾張藩の年貢は4公6民あるいは3公7民のところもあったということです。)

しかし今回容赦なく洗い出されたことで、春日井郡全体で面積44.5%の増加、2倍以上の増税となる村も続出して下津尾村などは6倍(6石159→37石167)を越す増税になるなど、今回の改正で春日井郡東部地域(東春日井郡)の増税村が多かったようです。(表4)

上条村の林金兵衛(初代東春日井郡長)、鳥居松村の飯田重蔵らは、春日井群の43か村(途中高蔵寺村が離脱して42カ村)を代表して、明治11年「村位等級を押し付けるのではなく、規則どおり実態に合った方法に基づき収穫量とそれに見合う等級を再検討して定めてほしい」という嘆願書を何度もだしており、嘆願のめ東京の地租改正事務局へ上京しています。

また、明治11年(1878)10月の明治天皇名古屋巡幸のおり、地元住民の直訴の動きがありましたが、これは林金兵衛ら在必死の思いで引きとどめさせたとのことでした。

最終的には、元尾張藩主の徳川慶勝が嘆願村の増税分を埋めるということで一旦は決着(明治12年2月4日)し、明治14年に改正を見直す(3%→2.5%)こととなりました。この事件は、農民の自由民権運動を誘導した先駆として意味のあるものでした。

明治13年2月に春日井郡は東西に分郡(東春日井郡役所は以前と同様に勝川村の太清寺内)されましたが、地租改正で意見の分かれた春日井群の東西を、明治14年の地租の見直しをスムーズに進める準備でもあったと言われています。

○争議原因

明治9年3月になって、作業の遅れを急ぐ県当局は、全体の税額を確保することを最優先し、ずさんで強引な測量を行い、積み上げ方式を無視し、郡全体の総額を先に定めて置き、それを各村に割り当て、村ごとの地価を決めていく方法をとった。地価は、それぞれの土地について、収穫量、種肥料、当該地方の米の相場、利子率、交通の便などを勘案して決定することが本来であったが、米価を統一しておき、村を単位とする等級を定めて、等級ごとに格差を付けて地価を決めていく方法のため、春日井郡では、これまでに比べて面積が4割を超える増加となった。

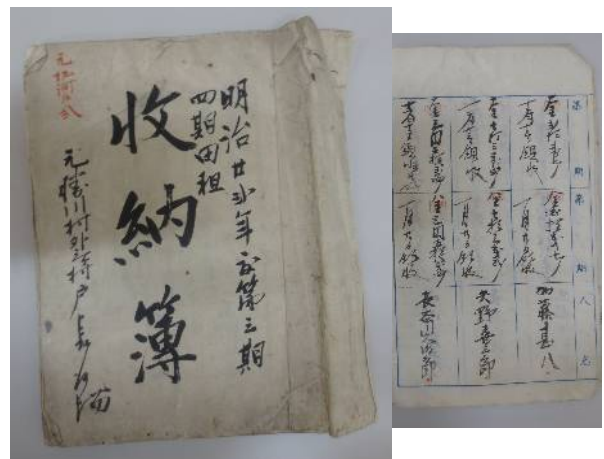
	東春	西春	計
増租村	92	39	131
(うち騒擾参加村)	38	5	43
減租村	21	41	62
(うち騒擾参加村)	0	0	0
計	113	80	193

(表4)

郷土史かすがい11号 地租改正と農民騒動から明治13年に東西2郡に分かれる。



林 金兵衛



明治23年 田租収納簿
松河戸の川村分

③ 地租改正争議その後

明治9年から地租改正にからみ、和爾良村の林金兵衛ら42か村の嘆願運動は、旧尾張藩主徳川慶勝から、3万5000円の救助金を得ることで明治12年一旦収束しました。

この救助金で4か年分の増税分を埋めることができました。

この嘆願を最後まで続けた村は42か村で、明治13年2月の東西分郡後で見ると東春日井郡が37か村、西春日井郡が5か村でした。

東春日井郡では、そのうち、今日の春日井市域に属する村は、和爾良・田楽・牛山・下原新田・下条原新田・下津尾・上中切・南下原・大手・大手池新田・大手西新田・田楽新田・大泉寺新田・坂下・神屋・明知・下市場・勝川・勝川妙慶新田の19か村で、上末など小牧市が12か村・瀬戸市が今村の1か村、名古屋市が下志段味など5か村でしたので、松河戸村は加わっていないこととなります。

このころ、松河戸村では愛知県令から10ヵ年免除なるものが与えられていますが、関係の定かは分かりません。

また、高蔵寺村は解決の2日前に突然の戦線離脱をしています。(43カ村から42カ村となりました)

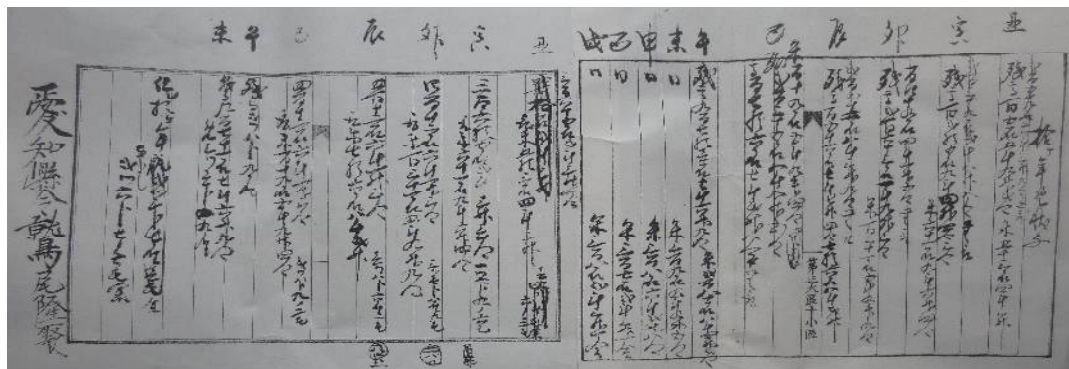
42カ村が救助金を得たことに刺激され、明治12年3月以降第二次騒動といわれた42か村と同等の扱いを求めて108か村の嘆願運動も展開されましたが、明治14年に地租を改訂するという約束だけで終わりました。

こうした経緯の中で、42か村の第一次嘆願村とその他の村々に軋轢が生じかねないのを恐れた東春日井郡長堀尾茂助(明治14年就任)は明治16年3月「節検法」を示しています。

これを受けて、同年4月、松河戸では、松河戸村戸長役場「**儉約決定簿**」を村会で決議しています。

【参照 p46 儉約示談】

明治16年、15年、14年、13年、12年、11年、10年、7、6、5、4、3 明治2 明治元 慶応3 慶応2 慶応元



愛知県令 鷲尾隆聚

拾ヶ年免除与

地租改正争議経過

年月	内容	県令
明治6年7月	地租改正条例が布告	鷲尾隆聚 (京都) 明治6年5月～
明治7年11月	地租改正に付心得書交付、調査開始	
明治9年3月	県のずさんな測量で争議起こる。	安場保和 (肥後国) 明治8年10月～ 明治13年3月
明治9年9月	土地測量終了、嘆願書提出	
明治11年1月	林金平らが東京の地租改正事務所へ直接嘆願に出かける。	
明治11年10月	明治天皇名古屋巡幸時に勅書の動きが出る。	
明治12年2月	級尾張藩の救済金と地租を改定する条件で一旦決着	
明治12年3月	第二次騒動	
明治13年2月	春日井郡東西に分郡	国貞廉平 (長門国)
明治14年	終了	

④ 近代租税制度

政府の税収の9割以上が農民が納める地租によるものでした。

明治8年の雑税整理により、それまで不明確だった国税と地方税との区別が明確化され、地方税は地租附加税と営業税・雑種税など、国税は地租、酒、煙草などとなりました。

明治20年には、都市商工業者と農民との税負担の公平を図るため、所得税を導入しました。

この所得税は当時300円以上稼ぐ人にしかかからなかったため『名誉税』ともいわれていました。

松河戸は水田中心の地帯ですので、多くの方は農業を営んでおり、「地券台帳」に基づく地租(田租)により納税をしていましたが、農閑期を利用していろいろな副業を営んで、家計の補助としている農家も多くいました。

また、小規模農家では農業を副業としている人もいました。

明治17年の松河戸村の「営業、船車 人名簿」記録をみると、57件の他業種等で納税されており、営業税26件、荷車税21件、船税7件、その他3件の記録があります。

営業税で主なものでは、木綿卸商5件、屋根葺職4件などですが、下街道が近くにあることや庄内川渡し関係から荷車税20件、船税7件などもあります。(表5)

普段は農業を行い、その余暇に自分で生産した物や、名古屋の新家筋より仕入れた物を農閑期を利用して売り歩いた人もいたようです。

これらの税は、個人が県へ納めるのではなく、村を通じて納めていました。

(表5) 営業、船車 人名簿 明治17年8月
東春日井郡松河戸村

税別	業種	等級・税額	件数
営業税	木綿卸賣行商	13~14等	5
	菓子小賣商	14等	2
	染物職	13等	1
	賣薬請賣業	14等	1
	大工職	14等	1
	屋根葺職	14等	4
	工綿折職	14等	2
	竹卸賣商	14等	2
	絞油商		1
	桐卸賣商	13等	2
	綿實卸賣行商	14等	1
	飴請小賣行商	14等	1
	旅籠屋商	13等	1
	綿卸賣商	14等	1
溜製造商	14等	1	
荷車税			20
	人力車(但一人乗)		1
船税			7
	愛宕社上地	七銭六里	1
	堤塘使用料	拾七銭7里	1
	官地拝借料	壹門五拾九銭	1
合計			57



憲法発布略図。

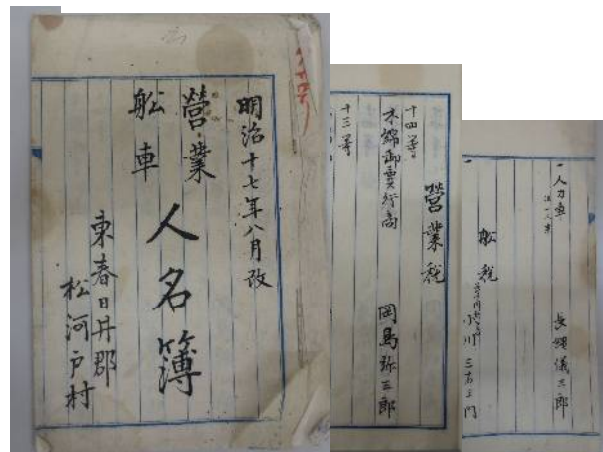
近代以降、「法律の根拠がなければ、租税を徴収されない。」とする租税法律主義は世界中に広まった。

明治22年に大日本帝国憲法が公布され、そこには、納税の義務とともに、「租税法律主義」が記載されました。

これにより、近代租税制度が確立したのです。

さらに明治29年、統一的国税の執行機関として税務管理局と税務署が創設されました。

明治17年
営業、船車 人名簿 東春日井郡 松河戸村



⑤ 村の再建運動

明治14年の地租改正の見直し約束も明治13年に至って見送られており、地租未納により公売処分に処せられたものも多く、やがて明治14年にはじまる蔵相松方正義のデフレ政策によって、農村は全国的に深刻な打撃をうけて土地を失う者が続出しました。

地租改正の歎願^{たんがん}が終息すると、最後まで残っていた42か村で「儉約示談」を申し合わせ、地租改正に要した費用の出費や凶作飢饉に対処するための儉約、特に輸入物の使用自粛に努めました。

東春日井郡の村々が再建のため歩んだ道には大きくみて2つあります

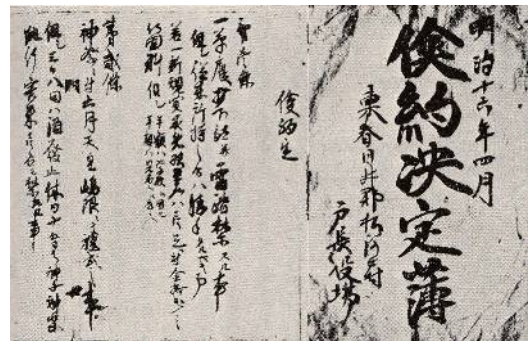
- ・「儉約示談」の示す方向であり、
- ・「農業技術の改良による生産の増強」でした。

・儉約示談

松河戸は、林 金兵衛(初代東春日井郡長)のもと、福沢諭吉のすすめる「儉約示談」という節約運動をすすめていきました。贅沢しようにもできる状態にないこの地方の農村にも、開国によって文明開化の波がひたひたと押し寄せていました。たとえば、洋服、コウモリ傘、靴、石鹸など舶来品が増える中において、これら必需品を控えるというのではなく、農村の現実に則した生活の立て直しが考えられました。

林 金兵衛(初代東春日井郡長)死亡のあと、郡長となった堀尾茂助も、明治16年3月「節儉法」を公布し節約を求めました。そこでは、もはや舶来物が目標ではなく、衣食住の冠婚葬祭の儉約とお日待などの伝統的な農村習俗の廃止を求めたものでした。

しかし、古くから幾度も繰り返されてきた節約のお触れと違って、「畜ニ儉約ノ点ニ拘泥シ目下急務タル学事ノ費用ヲ惜ム等ノ如キ弊害ヲ醸生〔成〕スヘカラザルハ勿論一層子弟愛育ノ情ヲモ厚ク可致」と明治5年の学制の発布以来、教育に力を入れてきた時代を反映した一文が挿入されているのが目をひきます。



松河戸村 儉約決定簿 明治16年4月(松新町所有)

これに対応して、同年4月、松河戸では、松河戸村戸長役場「儉約決定簿」を村会で決議しました。

第1条では、草履打下駄・雪駄を禁止し、新しく買求めたものは、片足壺足につき拾銭の過料をとり、半額ずつ学校と発見者にわたすこと。

第2条では、婚礼諸祝は親類限りとし、他のお客をした場合は、客一人につき拾銭神酒五銭の過料をとることなどが決められており、その内容はすこぶる厳しいものでした。

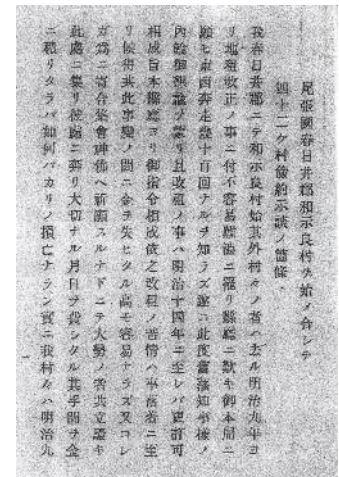
なお、違反者過料の半額を学校に寄付することを定めているのは、松河戸村の教育費負担の増加からくるものでした。【参照 p50 ④学校制度】

・農業技術の改良による生産の増強

もう一つの農業技術改良については、「老農」を中心とした農談会や種子交換会が開かれるようになり、政府も勸農政策に力を入れ、各郡に農事通信員をおきました。

愛知県でも明治11年に老農らをまとめ「県農談会」を組織し、明治14年には第1回全国農談会が東京で開かれています。東春日井郡農談会が組織されたのは明治16年でした。これが後に大きな役割を果たす農会組織に発展していきます。

※ 老農とは、おもに明治時代、農書に基づいて在来農学を研究し自らの体験を加えて高い農業技術を身につけた農業指導者



春日井郡42カ村の儉約示談の冒頭
(高蔵寺村加わらず)



⑥ 住民の移住(北海道の開拓)

明治の始めの松河戸は、戸数 190 戸、人口 660 人くらいで、江戸初期からほとんど変わっていませんでしたが、明治後期から昭和初期にかけ戸数、人口とも減少していきます。

これは地租改正で、自作農の中には地租を払えず土地を売って小作人になる人や、小作人の中には地主への小作料(米で納入)が上がったことで生活が苦しく、北海道、名古屋などに移住する人が多くあったからです。

江戸時代は 5~6 反で生活できましたが、大正から昭和の始めにかけては耕作面積が 1 町以上ないと生活できなくなりました。

また、明治 24 年 10 月 28 日早朝に震度 6 の大地震(濃尾地震)がありました。

小野村(松河戸)には死者はいませんが、民家全潰 37 件、半潰 114 件、破損 163 件に達し、観音寺の衆寮堂が倒壊しています。

(表 6) 松河戸の人口と世帯

年	人口	世帯数
寛文 12 年(1672)	641	110
文化 10 年(1813)	792	190
明治 2 年(1869)	660	190
明治 6 年(1873)	658	186
昭和 5 年(1930)	537	107



濃尾地震に関する出版物

明治政府の方針で開拓が進められた北海道への団体移住の目的は、①旧尾張藩士族の授産、②濃尾震災後の善後策、③屯田兵制度の三点でしたが、実際には地租改正で生活が苦しくなったの移住が多かったようです。(地租改正を含めた明治政府の社会制度の変革によって失業した人たちのための北海道開墾事業でした。)

旧尾張藩は明治 10 年 7 月吉田知行ら 3 人を北海道南部の開拓地探査に派遣し、函館の北 500 キロ、内浦湾した遊楽部川沿いの原野を候補地として選び、旧尾張藩士の粘り強い努力により、現在の八雲町の開拓の成功をみました。

士族の移住が打ち切られた明治 25 年から明治 34 年までの 10 年間に、農民の東春日井郡から北海道への移住は 286 名で、その中でも春日井地域から 174 戸の移住が分かっています。

松河戸からの移住者の戸数ははっきりしませんが、当時の小野村(松河戸、下条、下津、中切)からは十数戸の移住が分かっています。しかし、その頃には良い土地はあまり残っていなかったようです。

地租改正で生活が苦しくなったことや、明治 24 年(1891)10 月の濃尾地震で被害を被ったことなども重なり、徴兵制がまた敷かれていない北海道へ移住した人もいたようですが、明治 29 年には北海道にも徴兵令屯田兵が敷かれました。

先に移住した人の成功者の成功例などを伝え聞いたりして、刺激を受けての移住者も相当いたということです。

郷土史かすがい第 11 号 地租改正と農民騒動

(表 7) 明治 21 年 自小作戸数調

東春日井郡農会史調べ

村名	自作	自小作	小作	計	専業	兼業	小作農率	兼業率
勝川	51	102	38	191	175	16	19.9%	8.4%
味美	99	173	201	472	340	133	42.5	28.2
春日井	79	167	166	412	245	167	40.3	40.5
田楽	67	92	125	284	262	22	44.0	7.8
下原	73	49	157	279	247	32	56.2	11.5
八幡	27	204	40	271	227	44	14.8	16.2
小木田	151	230	79	460	392	68	17.2	14.8
和爾良	58	160	202	420	330	90	48.2	21.4
柏井	53	164	108	325	291	34	33.2	10.5
小野	99	154	102	355	299	56	28.8	15.8
雛五	93	98	240	431	423	8	55.6	1.9
不二	107	150	62	319	261	58	19.4	18.2
玉川	374	106	95	575	562	13	16.5	2.3
神坂	142	213	128	483	403	80	26.5	16.6
内津	48	127	81	256	63	193	31.6	75.5
計	1,521	2,189	1,824	5,534	4,520	1,014	33.0	18.3

※小野村は、松河戸、下条、下津、中切の 4 か村が含まれます。

② 貨幣制度

江戸時代には主に幕府の铸造した銭=銅貨が流通するほか、金銀貨幣が流通(東日本は金貨、西日本では銀貨が主流)していたが、全国的な貨幣の統一には至りませんでした。



明治維新の直後、新政府は財政不足を補うために「太政官札」や「民部省札」など不換紙幣を大量に発行しました。

また、江戸時代に幕府が铸造した各種の金銀銅貨や藩札なども流通しており貨幣は混乱状態にあり、また、米で納めていた年貢(米)も貨幣で支払うことが義務付けられ、政府は貨幣制度を整える必要に迫られていました。

このため、明治4年、金本位をたてまえとする新貨条令を制定し、円・銭・厘の貨幣単位を定め、民間の力で「兌換銀行券」を発行させ、不換紙幣を整理しようとし、明治5年渋沢栄一が中心となり国立銀行条例を定めましたが、発行した銀行券を正貨(金貨)と交換することを義務づけたので銀行の正貨は底をつき、銀行は危機に陥りました。



太政官札
明治政府が発行した初の全国通用紙幣

そこで、政府は明治9年に国立銀行条例を改正し、正貨兌換義務をなくしたところ、各地で銀行設立が相次ぎ、明治12年には153の銀行ができ、地方の商品生産や流通が活性化されました。

しかし、一方では不換紙幣が急増し、インフレが進行し、一定の税収しか得られない政府にとって急激なインフレは財政の逼迫をもたらしました。



明治通宝札10銭
明治5年ドイツで印刷された。日本初の洋式印刷の紙幣
日本で「明治通宝」の銘が加印された。

そのため、明治15年には日本銀行を設立し、紙幣の発行権は日本銀行のみとし、明治18年には初の日本銀行の紙幣が発行されました。

※ 国立銀行は、国有、国営という意味ではなく、国法にもとづく銀行ということで、民の銀行です。

「明治2年2月 金札通用相場につき明治新政府より府藩県あて触留」という触書が出されています。

これは、明治新政府が財源を補うために府・藩・県に通達した貨幣制度に関する触書で、新政府の貨幣制度改革の目論見と、併せて混乱する様子も垣間見えます。

「金札」(=太政官札・民部省札など)は「正金」(=金銀貨幣)と同じように使用できること、日本国内や海外との取引でも通用すること、貨幣制度に関する法令を破ると罰則があることなどについて前半部分で説明があり、後半部分では物価の混乱が起きていることを踏まえ、金札通用時には国内の相場を見て決めるとし、ここでは正金100両につき金札120両とすることが指示されています。



大黒札「旧十円券」明治18年初の日本銀行の紙幣



上 明治4年20円金貨
中 明治4年50銭銀貨
下 明治7年2銭銅貨

③ 徴兵制

当初の政府軍は、各藩から俸禄を受けている者が長州、薩摩などを筆頭に 15,000 人程いました。

明治 3 年 11 月 13 日(新暦:1871 年 1 月 3 日)に山縣有朋の構想のもと、徴兵規則が制定され、各府藩県より士族・卒族・庶人にかかわらず 1 万石につき 5 人を徴兵することを定めました。

その後、中央集権体制の近代国家にとって国民軍の創出が必要と認識され、明治政府は統一的な軍隊を樹立するため、明治 6 年(1873)1 月に満 20 歳以上の男子に 3 年間の兵役の義務を課す「徴兵令」を布告し、兵役は納税や教育とともに国民の三大義務の一つとなりました。

武士の特権や身分が廃止され不満を持つ者の反乱が各地で起こりました。特に明治 10 年(1877)西郷隆盛が挙兵した西南戦争で武士の世に終止符が打たれますが、これを制したのは近代化された徴兵令で集められた兵でした。

国民皆兵ではありましたが、最初は例外的な免除も多くありました。例えば、官吏などの職業、学生、代人料を納めた人とか、さらに戸主、跡継ぎ、一人っ子などで、兵役は個人の義務でなく戸ごとに 1 人を徴するというようなものでした。

そこで、この徴兵免除規定を悪用し、兵役を逃れる者もあり、実際には貧しい農家の次・三男などが徴兵されることとなり、働き手を取られる農家にとっては不満が残るものでした。

松河戸でも大事な働き手を兵役に取られる危機感から、養子を希望する者、一家の戸主として分家する者もありました。

明治 22 年の「徴兵令の改正」で「日本帝国の臣民で 17 才から 40 才までの男子は、全て兵役に服する義務がある」と定められました。

それでもなお、学制徴兵の延期・短期現役兵・1 年志願制などの特例が認められていましたが、中学校卒業以上の者も少ないこの地域で、特典に与るものはほとんどいませんでした。

士族の移住が打ち切られた明治 25 年から明治 34 年までの 10 年間に、春日井から 174 戸の移住が分かっています。松河戸からの移住者の戸数ははっきりしませんが、当時の小野村(松河戸、下条、下津、中切)からは十数戸の移住が分かっています。

地租改正で生活が苦しくなったことや、明治 24 年(1891)10 月の濃尾地震で被害を被ったことなども重なり、徴兵制がまた敷かれていない北海道へ移住した人もいたようですが、明治 29 年には北海道にも徴兵令屯田兵が敷かれました。

戸籍法は明治 4 年に制定されていますが、これは「税制」(明治 6 年地租改正)・「学制」(明治 5 年学制発布)・「兵制」(明治 6 年徴兵令)の基礎として「戸籍法」が制定されたもので、これらの仕事は、戸長の重要な役目となりました。

その後、徴兵令は改正を繰り返しますが、徴兵令を全部改正する形で、昭和 2 年(1927)年 12 月 1 日に「兵役法」が施行され、昭和 20 年(1945)の終戦までつづくこととなります。

しかし、太平洋戦争が逼迫してくると、徴兵を終えた人にも臨時召集令状(赤紙)で再度召集されました。また、学校でも少年兵(15~17 才)の志願が盛んにされるようになり、徴兵時延期を猶予されていた大学、高等専門学校の学生にも学徒出陣(昭和 18 年 10 月)が行われることとなりました。



徴兵逃れの手引書
「徴兵免疫心得」
この様な出版物も出
回った。
東京大学大学院法学
政治学研究科附属明
治新聞雑誌文庫

④ 学校制度

① 寺子屋時代

松河戸では文政年間から寺子屋が観音寺で行われていました。

江戸時代後期(安政 2 年～慶応 2 年)に観音寺(僧 巖 豊秀)で行われていた当時は、生徒数は男生徒 25 名、女生徒 3 名程度だったといひます。(東春日井郡誌)



▲硯とやたて
やたては江戸時代に筆と墨を入れて持ち歩くもの



▲明治時代のそろばん
当時の勉強道具

また万延～明治元年に長谷川

長右衛門が自宅で 5 名程の近所の子どもに読みを教えていました。

この様な寺子屋は幕末～明治初期には春日井地域で 103 校あったといひます。(愛知県教育史)

入門年齢は今と同じ 6～7 歳で、授業料は一応基準はありましたが、盆・正月などに僅かな金か野菜・もちなどをお礼とした程度でした。

また、馬はもの覚えがよいという俗信から、初午の日(旧暦 2 月の初午の日)に入門することが多かったそうです。

親に伴われ、赤飯をもって先生の元へ入門をお願いに行きました。

小さい子どもたちは、「いろは」から始めて読み書き、そして、たし算、ひき算、かけ算など日常生活に必要な計算をそろばんで習いました。

大きい子は「^{おうらいもの}往来物」と呼ばれた教科書が使用され、手紙の書き方、地名や村の名前、人の苗字などを習い、習字や読本の教科書として利用され、手本の読み書きを通して、その文字や文章を理解させようとした。

また、「^{じんこうき}塵劫記」という算術の教科書も、多くの寺子屋で使用されました。



寺子屋のようす



寺子屋の手本、(村附御手本)



萬寶塵劫記 天保 3 年 (1832)

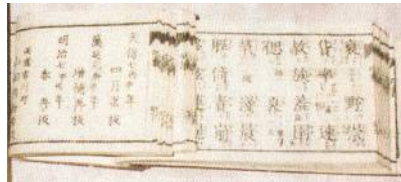
(表 8) 小野小学校の変遷

西暦	年号	備 考
1818	文政年間	寺小屋を観音寺で開設 (瑞道和尚)
1855	安政 2 年	(巖 豊秀和尚)
1868	明治元年	私塾を観音寺で開設 (岡島佐平)
1871	明治 4 年	愛知県では義校大意がだされる。
1872	明治 5 年	国民皆学をめざして学制発布がだされる。
1876	明治 9 年	瀧源寺学校と改称
1878	明治 11 年	松河戸学校と改称 ↓ 下条分校創設(上条学校の分校)
1881	明治 14 年	三黨学校と改称 ↓
1886	明治 19 年	(尋常科・高等科の就業年限を各 4 か年として尋常科を義務教育)
1887	明治 20 年	下条原学校と改称
1889	明治 22 年	(町村制施行で、松河戸、下条、下津、上中切の四か村が合併し小野村となる。)
1890	明治 23 年	「松河戸学校」と「下条原学校」と合併し、「小野学校」と改称(新小学校令が公布され制度上の基礎が確立する)
1892	明治 25 年	小野村小野尋常小学校開校
1898	明治 41 年	(学制改革に伴い尋常 5.6 年を置く) 義務教育は 6 年となって校舎が狭くなり増築される。
1929	昭和 4 年	松河戸八反田地区から現在の場所に移転する。
1941	昭和 16 年	国民学校令により、鳥居松村立小野国民学校と改称
1943	昭和 18 年	(高等科併設) 市制施行により校名を春日井市立小野国民学校と改称
1946	昭和 21 年	高等科分離→勝川、小野、鳥居松、篠木を統合し東部国民学校とす
1947	昭和 22 年	6.3 制実施に伴い、春日井市立小野小学校に改称 ↓ 東部中学校に改称
1948	昭和 23 年	↓ 東部中学校が分離し中部中学校に改称

② 明治時代

明治になると、政府は国力の基礎は教育からとの方針で明治 4 年(1871)に文部省を設置し、明治 5 年(1872)年 8 月に国民皆学をめざして「**学制発布**」を出しましたが、名古屋県(5 年 4 月から愛知県)では、それに先立ち明治 4 年(1871)10 月「**義校大意**」が示され、従来の藩校・寺子屋などを義校とし、「男女 6 歳以上はすべて学に就かしめ」といい、1 村 1 校を促しました。

義校は民間有志によって設立され学制施行前の役割として重要な役割を果たしました。



明治時代の辞典

松河戸では慶応 2 年、岡島 佐平が観音寺で私塾を開設し、生徒数は 20~30 名程だったといえます。

明治 5 年 8 月「**学生発布**」が出され、明治 6 年春日井地区には第 2 中学区で 2 校、第 3 中学区で 12 校の計 14 校設立されましたが、就学率は 28%程でした。

- ※ 大学区 全国を 8 大学区に分け、各区に 1 校を設ける。
- 中学区 1 大学区を 32 中学区に分け、人口 13 万人を標準に 1 校を設ける。
- 小学区 1 中学区に人口 600 人を目標に 210 の小学区に 1 校を設ける。

明治 9 年名称が瀧源寺学校となり、明治 11 年に「松河戸学校」と改称され、下条に上条学校の分校「下条分校」が設けられ、学齢は満 6 歳から 14 歳でした。

松河戸学校の生徒数は、明治 14 年時点で男生徒 38 名、女生徒 2 名、一日平均出席数は 37 人でした。

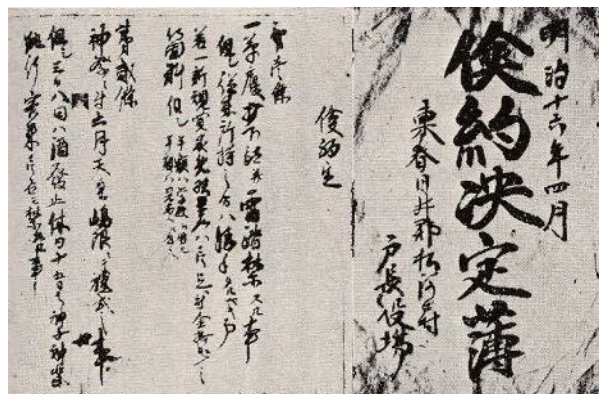
校名は村名を称するようになり、授業料も減額されましたが、学校入費は貧富に応じ九等に分け、各戸から民費として徴収し、学校の建築費・維持費・教師の給料などはすべて村民負担でした。

当時は農民の子に教育は不要であるという観念もありましたが、この時期、農村では「地租改正」で貧窮しており就学率は半分程で、明治 14 年の調査では、春日井地区 16 校(2 校増)のうち 9 校が閉鎖しています。
(東春日井郡誌)

住民の負担、松河戸村における教育費負担は大きくなるなかで、松河戸村は明治 16 年「**儉約決定簿**」を取り交わし、違反者が出れば、違反過料の半額を学校に寄付することを定めています。

それだけ、費用の負担のやりくりで苦慮していました。

【参照 p46 儉約示談】

慶応 2 年から明治 6 年までの寺小屋跡
(観音寺内) 岡島佐平先生の碑

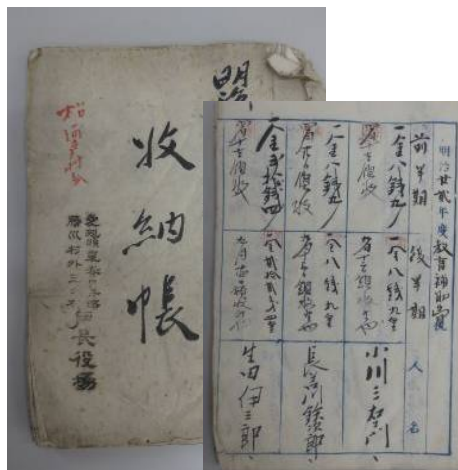
松河戸村 儉約決定簿 明治 16 年 4 月 (松新町所有)

明治 19 年 4 月に出された「小学校令」で、尋常科・高等科の修業年限を各 4 か年として、尋常科を義務教育と定めています。

明治 22 年 10 月に町村制の施行(明治の大合併松河戸、下条、下津尾、上中切の四か村が合併し小野村となる)とともに、明治 23 年「新小学校令」が公布され制度上の基礎が確立し、教育勅語によって教育の大方針が樹立され、町村合併によって施設も整備されるようになりました。

しかし、これらは国家主義的な画一的教育が、町村の負担において遂行され、町村財政に重くのしかかってきました。

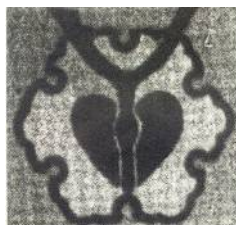
明治 22 年の松河戸村の収納帳には、通常の収納簿に加え、教育補助費(教育補助費収納帳)なるものもみられます。



松河戸村 収納帳教育補助費 (明治 22 年)
教育費は村財政に大きな負担でした。

明治 23 年に「新小学校令教育勅語」が公布され学制の基礎ができ義務教育化されました。

「松河戸学校」と「下条原学校」と合併し、「小野学校」と改称し松河戸字八反田地内(現在の古川電機近く)に校舎が完成しました。



▲小野学校当時校章

開校当時に作られた小野学校の記章
外部の雪の結晶は勤勉を、中央のハートは親切を、上方の 2 本の剣は勇気を表す。
この記章は、昭和 7 年に現在の校章に変わるまで、誇り高い学校のシンボルとして、仰ぎ親しまれてきた。

「小野学校」と命名したのは、この地が、前年の明治 22 年 10 月に松河戸、下条、下津、中切の 4 か村が合併して小野村となったことから名付けられました。

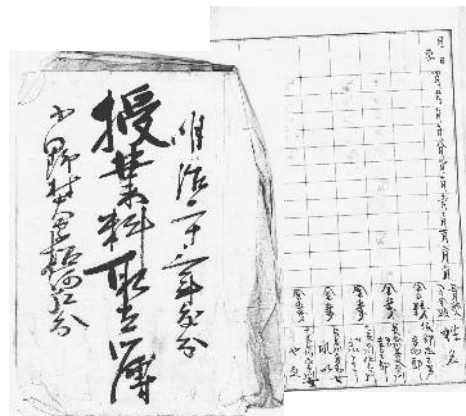
この当時の明治 22 年度と 23 年度の「授業料取立簿(松河戸分)」(下記)を見てみると、授業料は一人月 5 銭を徴収しています。

松河戸村時代の明治 22 年の生徒数は、男 34 人、女 9 人、計 43 人の氏名が記載されていますが、退校 17 人、死亡 1 人、休校 2 人となっており、小野村となった明治 23 年の生徒数は、男 19 人、女 5 人、計 27 人と記載されています。明治 22 年の退校 17 人は、村合併等による転校によるものと思われます。

1 年間全て授業料受領印が押されている生徒は半数にも満たなく、途中でやめる生徒も多くみられました。明治 33 年に授業料が無償化されると、就業率は 9 割以上に上昇しました。



明治 22 年度 松河戸村時代の授業料取立簿 松河戸分



明治 23 年度小野村となった授業料取立簿 松河戸分

③ 小野(尋常)小学校の開校

明治 25 年 10 月には「小野尋常小学校」と改名され、3 学級、児童数 80 人、3 人の職員で、春日井地区内 36 校の小学校中最も早く小学校として開校しました。

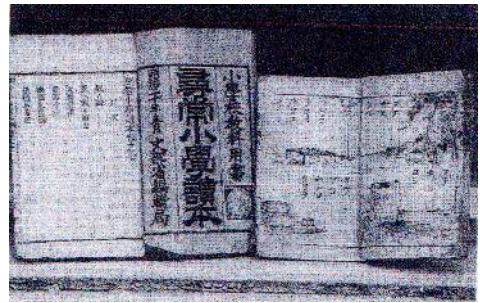
この頃になると、就学率も 9 割近くになっていました。

明治 39 年 7 月には、小野村と和爾良村が合併し鳥居松村が発足しており、この頃には 3 学級 140 人、明治 42 年は 5 学級 200 人と急増しています。

明治 41 年には学制の改革が行われ、尋常科に 5・6 年が設置され、義務教育は 4 年から 6 年となって校舎が狭くなり、明治 42 年には、鳥居松高等小学校の校舎を買収し、平屋 1 棟が増築されました。

明治 23 年「小野学校」として、明治 25 年 10 月に「小野尋常小学校」として開校以来約 40 年間、松河戸字八反田地内にありましたが、下条から勝川駅へ通じる新道(下条線)が出来たことや、松河戸新田(今の松新町)の人口増などにより、昭和 4 年 12 月に「小野尋常小学校」は現在の場所(当時は鳥居松村下条字西深)に新築移転しました。

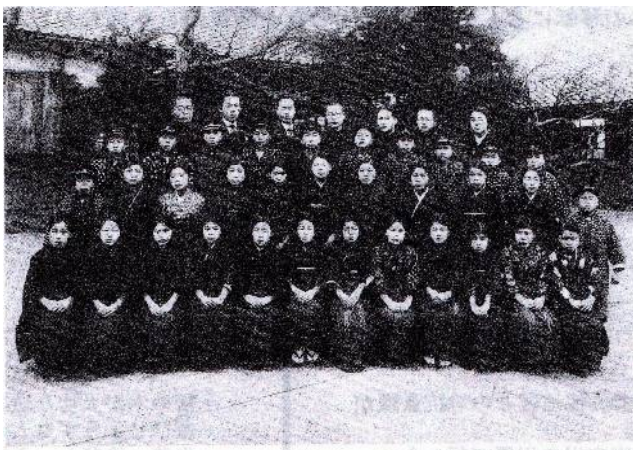
その時、十五の森から移植し校庭にあったクロガネモチも一緒に移植しました。



明治時代の教科書



明治 42 年
校舎増設日誌



松河戸時代最後の卒業生(昭和4年3月)

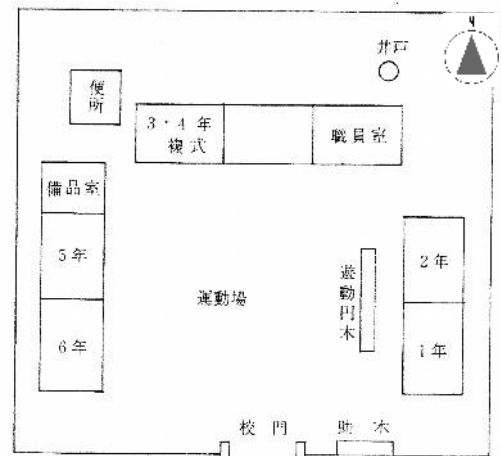
松河戸時代最後の卒業生(昭和4年3月) 男子12人、女子21人、教職員7人

普段の授業では着流しだが、卒業式なので、木綿の紺緋の着物に袴を着けている。学生服の子が1人いる。



▶電機寺より旧小野尋常小学校を望む

松河戸当時の校舎配置図 大正15年頃



- 明治 27 年 校舎 1 棟平屋 5 間×15 間新築 8 月落成
- 明治 42 年 鳥居松高等小学校校舎を買収、改築し
平屋 1 棟 4.5 間×10 間 西側に増築
- 明治 44 年 倉庫 1 棟 2 間×2 間 新築
- 大正 2 年 平屋 1 棟 4.5 間×8.5 間 東側に新築
- 大正 5 年 運動場 258 坪拡張
- 大正 10 年 暴風雨のため倉庫倒壊、西校舎北側に改築
- 昭和 4 年 校舎移転

現在の場所に移る前の小野尋常小学校

明治 23 年～昭和 4 年の 40 年間今の古川電機の辺りにあった。

運動場が狭く、運動会は庄内川の河原で行った。

大正時代 松河戸にあった頃の思い出

学校は、松河戸の東北、現在の古川電機前にありました。

教室は、6部屋で1部屋は作業室でした。

生徒約130人で、2年生が1教室の組もあり、通学は、着物に藁草履で、帽子の記章は三種の神器をかたどったものでした。

夏には先生について庄内川へ行き、泳いだり、川原で運動会もしました。

諸々の行事には、2教室の境戸を外して会場とし、卒業式や四大節の日には全員袴を着けてきました。

式が終わると、あんパンが頂けて皆よろこんで帰ったことを懐かしく思います。

昭和62年6月20日発行、広報「小野」より 松河戸 長谷川悦次郎

小学校引っ越しのおもいで 昭和4年12月

いよいよ、松河戸字八反田から現在の場所(当時は鳥居松村下条、現在は小野町)に引っ越すこととなった。

机や椅子を大八車に乗せて、田んぼ道を通って運搬した。

旧校地の玄関にあった松の木は、子ども達で掘って根っ子が出てしまい、枯れてしまわないか心配しながら運んで植えた木で、今でも立派に正面を入った所に根づいている。

砂場の砂は、6年生が庄内川の砂を土びくに入れて運んだ。

「小野小学校百年の歩み」から

下図は昭和23年頃の「小野尋常小学校」校舎の位置図ですが、昭和4年12月に現在の場所(当時は鳥居松村下条字西深)に新築移転した当時とほとんど変わっていません。

旧校舎2棟(111坪)、便所(9坪)などは、松河戸の校舎にあったものが移築されています。

また、松河戸の校舎の運動場にあったクロガネモチは、南東の角に移植されました。

各学校に二宮尊徳の像が建てられていますが、小野尋常小学校には、昭和8年に道風公坐像が建てられました。P49

また、この年に、松をバックに「小野」を図案化した小野小学校の校章が制定されました。P49

新しい校舎での新しい友達との出会い 昭和5年4月

新校舎への移転ともなって、勝川尋常小学校からも約30名程の転校生がやってきた。

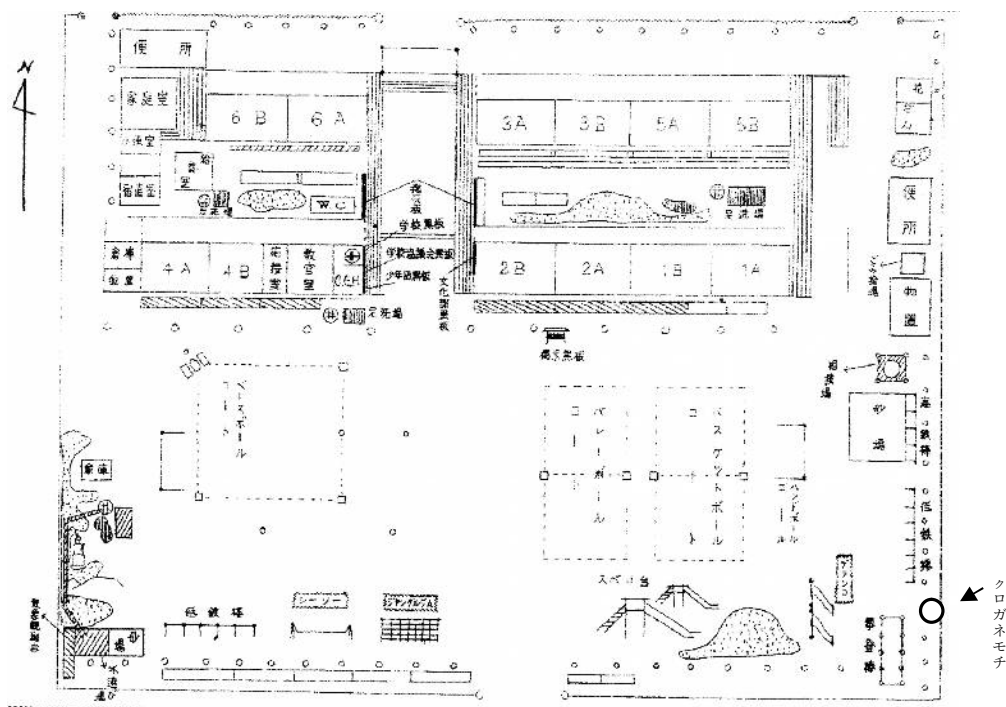
新しい友達の転入は、当時「田舎の学校」「田舎のこども」とみられていた本校児童にとって、大きな刺激であった。

たとえば、今まで見たことのない程絵の上手な子とか、運動のすぐれた子などがいて、彼らとの出会い等が大きな刺激となった。

新校舎は木の香りがよく、気持ちよく勉強ができた。廊下は米ぬかでするするに磨いた。

平成3年7月22日(月)松河戸ふれあいの家で行われた「思い出を語る会」より 「小野小学校百年の歩み」

現在の場所に移転後の校舎配置図 昭和23年頃



小野小学校 百年の歩みから

その後、昭和 27 年には、南側に南校舎 1 棟新築(4 教室 146 坪 工費 1,925,681 円)などの大増築がされ、運動場も拡張されました。

運動場が南に大きく拡張されたことにより、運動場の南西の角に設置した道風公座像も、南東に移植したクロガネモチも大きく校舎側に寄りました。(昭和 36 年の航空写真)

昭和 36 年には、その東側に給食室(50 坪 工費 1,900,000 円)が出来ました。

昭和 40 年～昭和 43 年にかけては、木造校舎から鉄筋防音校舎に建て替えられました。

昭和 44 年に松河戸から移築した懐かしい木造校舎も姿を消して近代的な校舎に一新しました。

昭和 45 年にはプールができ、昭和 49 年には体育館が完成しました。

昭和 51 年には、運動場が拡張され現在の大きさになりました。

その後、生徒数の増加により、運動場の整備ややプレハブ校舎の設置がされていきます。



美しい田園の中にある小野小学校 昭和 36 年 11 月

昭和 23 年の校舎配置図 P40 (移転後)と見比べてみると、南側(運動場側)に昭和 27 年に新築した校舎と、その東側に昭和 36 年に造った給食室がみえる。

十五の森のクロガネモチの位置から分るように、運動場も南側に広がった。



市街化された町の中にある小野小学校 平成 3 年 7 月

木造校舎も姿を消して近代的な校舎になった。プール、体育館も出来て、運動場もクロガネモチの位置から分るように更に拡張された

明治 25 年に尋常小学校となって 100 周年を迎える。

近代の教科書の移り変わり

使用期間	教科書	特徴
江戸時代	儒教的教科書	漢籍・往來物
明治 5 から 12	翻訳教科書	自由出版
明治 13 から 18	再び儒教的教科書	許可制・認可制
明治 19 から 36	検定教科書	検定制・国家統制強化
明治 37 から 42	国定 1 期教科書	比較的近代的な性格(墨色表紙)
明治 43 から大正 6	国定 2 期教科書	家族的国家主義(墨色表紙)
大正 7 から昭和 7	国定 3 期教科書	大正デモクラシー(灰白色表紙)
昭和 8 から 15	国定 4 期教科書	ファシズム台頭期(セピア色表紙)
昭和 16 から 20	国定 5 期教科書	超国家主義・軍国主義
昭和 21 から 23	文部省著作教科書	民主主義強化の教科書
昭和 24 から	検定教科書	民主主義に基づく教科書

I 総論

1 松河戸の沿革(総論)

(7)インフラ整備と殖産興業



教科書
大正時代の教科書



昭和初期の教科書



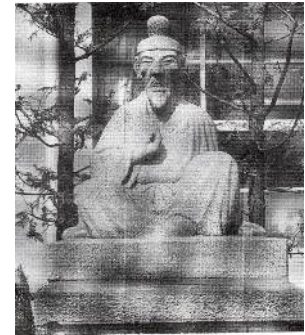
石盤と石筆
昭和10年代中頃まで、低学年で使われていた。



ランドセルは、昭和の初期に登場するが、松河戸では風呂敷や肩掛けかばんがほとんどだった。
戦後になって、使われ始めた。



45分を単位とする事業の始終は、校務員さんの鳴らす時鐘によって告げられた。
やがてスピーカーから流れるチャイムに変わっていく。



小野小学校のシンボル
道風公座像(小野小学校内)

昭和8年に川島九郎丸氏の寄進により坐像が建てられた。

建設当初は、奉安殿跡(今の体育館あたり)にあったが、次に今の本館の職員玄関前に移され、本館の職員室南側に移された。



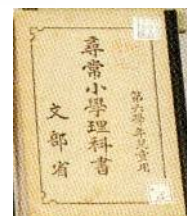
小学国語読本 通称「サクラ読本」
昭和8年～昭和16年まで、一年生用として使われた。



▲昭和初期の教科書



(昭和8年1月制定)
鳥居松村の松をバックに「小野」を圖案化したもので上条出身の林威三氏の考案により作られた。



昭和8年～昭和16年まで使用されていた国定教科書。表紙や本文が色刷りになって、カラフルな親しみやすい形となった。高学年の5.6学年から、「国史」「地理」「理科」の事業が週2時間行われた。裁縫は3学年以上の女子だけに課せられた。

④ 戦前・戦中

昭和 11 年 11 月には小野尋常小学校の教師であった書家の藤田東谷先生により、最初の県下席上揮毫大会が開催され、戦争の最中でも中断されることなく現在も続いています。

昭和 16 年 4 月には国民学校令が出され、校名を「東春日井群鳥居松村立小野国民学校」となり、昭和 18 年市制施行(勝川町、篠木村、鳥居松村、鷹来村が合併)により「春日井市立小野国民学校」と改称されました。

子どもたちは「小国民」と呼ばれ、国民学校は「皇国民」の錬磨教育を目的にかかげることとなりました。

昭和 18 年 4 月から高等科が設けられることとなり、戦争が激しくなり、高等科児童は造兵廠に行き兵器製造にたずさわることとなります。

また、兵士の不足を補うため高等科卒業した 15 才から 17 才の少年兵の志願が学校で盛んに勧められるようになりました。

学校行事の内容や教科書の中身には、神道主義、「皇軍不敗」の信念に基づく軍国主義などがひたひたと押し寄せてきており、大正 7 年以来の国定教科書の改訂もされており、1940 年代には極端にまでのぼりつめることとなります。

昭和 6 年に建てられた鉄筋の奉安殿も昭和 15 年 5 月に神社造りに建て替えられ、登下校の際、子どもたちはそれに向かって最敬礼することが義務づけられました。

そして、それは昭和 20 年(1945)8 月中旬に突然「鬼畜」のはずだった連合軍の占領下において平和・民主主義・基本的人権などの言葉を教え込まれるようになります。

⑤ 戦後

昭和 20 年 10 月、対日教育管理の指令で新教育の根本方向が示され、教職員の適格審査で軍国主義・超国家主義者の教職追放がなされました。

12 月国家神道に対する宗教の国家分離の指令で、学校教育と宗教の分離が行われ、神道関連の記述の教科からの削除、つづいて、修身、日本歴史、地理の教科書の整理、使用禁止が実施されました。

また国語その他の教科書についても、一々検討が加えられ、記述の中から帝国、皇国、軍神、世界無比等の文字文章を墨で塗りつぶして辛うじて使用しました。

同時に学校の教師用図書も、それらにふれる一切のものを処分しました。

戦争当時の学校の様子

- ・午前中授業があったが、昼食後は、団杖訓練といって団長が指導にあたり、行進をはじめとして主に集団行動の訓練があった。または、運動場を開墾した「いも畑」で作業した。
- ・高等科児童は造兵廠に行き兵器製造にたずさわった。鳥居松工廠には、約 300 人の地元の高等小学校の学徒がいた。
- ・体育の時間は、高学年では木刀や、なぎなたの練習をした。
- ・運動場の南側は、開墾して「いも畑」にして「さつまいも」を栽培した。また、庄内川の川原に「小野国民学校決戦農場」を作り、そこでも「いも」などを栽培した。
- ・空襲警報がなると、防空頭巾をかぶって下校した。また、運動場に警報発令時に隠れる退避壕をみなで掘った。

小野小学校百年の歩み、卒業生の思い出を語る会から
(平成 3 年 7 月 22 日 松河戸ふれあいの家にて)



小学国語読本
巻一 尋常科用



黒く塗りつぶされた国語の教科書



小野小学校の給食風景 写真 昭和 28 年
主食、おかず、ミルクのそろった完全給食は昭和 27 年 4 月から、脱脂粉乳のミルクは評判が悪かった。 教室は 3 年生児童の教室

墨ぬりの教科書に次いで、最初に出たのはとても教科書といえるものではなく、現在の新聞のような形で1学期分を切り開いて本形に整え、中味を先生と一緒にむさぼり読んで話し合いをしました。

紙質は新聞より悪くすぐボロボロになって、どこの家にも残っていない窮乏の中の教育でした。

当時の給食は、極度に悪い食糧事情の中で少しでも栄養補給をするため始められた。

学校内の建造物については、第一に撤去を命ぜられたのは奉安殿でし、奉安殿は小野社に移築改修された。

天皇陛下皇后陛下の御真影、教育勅語は県に奉還され、奉安殿は取りこわすことになりましたが、2・3か所で建物を惜しむ声が出て、学校から移築して現存するものがあります。

その一つは大泉寺町退休寺にある位牌堂で、篠木小学校から移築し、もう一つは松河戸町道風公園にある小野社も小野小学校にあったものを移築改修したものです。



昭和22年には「教育基本法」が制定され、戦後の教育はこの方針に基づいて行われるようになりました。

同年6.3制が発足し、「春日井市立小野小学校」と改名されました。

勝川、小野、鳥居松、篠木の各国民学校高等科は、昭和21年10月統合され東部国民学校となり、昭和22年の「教育基本法」制定により東部中学校、昭和23年4月校区変更により中部中学校と校名改称し、新しく東部中学校が新設され現在に至っています。



▲ 小野小学校木造校舎時代の正門写真 昭和34年3月

⑥ その後

小野小学校は昭和40年に鉄筋コンクリート造りの現南館が完成し、43年には全校舎が木造校舎から鉄筋防音校舎に建て替えられました。昭和45年にプールが、昭和49年には体育館が完成しています。

平成3年には、開校100周年を迎え記念像「遙」の建立と「小野小学校百年の歩み」が発刊されています。

平成23年度から文部科学省より教育課程特別校に指定され、「書道科」として書写教育実践されています。

昭和50年頃までは田んぼの中にあった小野小学校も、周りの区画整理により児童数も増えつづけ、松河戸の区画整理が終わった頃には春日井市でも2番目のマンモス校となっています。



小野小学校百年の歩み 平成3年

昭和34年10月12日、現在の校旗が作られた

(表9) 小野小学校卒業生数 明治43年卒業以降 (注意 年度ではなく、何年3月卒です)

年 人	M43年10人	M44年14人	M45年30人	T2年24人	T3年25人	T4年30人	T5年22人	T6年26人	T7年24人
T8年21人	T9年29人	T10年29人	T11年31人	T12年31人	T13年20人	T14年22人	T15年36人	S2年33人	S3年32人
S4年33人	S5年29人	S6年34人	S7年38人	S8年45人	S9年47人	S10年50人	S11年48人	S12年53人	S13年43人
S14年49人	S15年61人	S16年53人	S17年64人	S18年60人	S19年70人	S20年106人	S21年131人	S22年77人	S23年112人
s24年80人	s25年102人	s26年70人	s27年82人	s28年89人	s29年107人	s30年101人	s31年108人	s32年92人	s33年68人
s34年92人	s35年114人	s36年108人	s37年125人	s38年87人	s39年100人	s40年109人	s41年88人	s42年69人	s43年107人
s44年103人	s45年121人	s46年104人	s47年105人	s48年102人	s49年114人	s50年128人	s51年127人	s52年134人	s53年152人
s54年122人	s55年155人	s56年182人	s57年162人	s58年194人	s59年200人	s60年192人	s61年190人	s62年181人	s63年176人
H1年153人	H2年152人	H3年142人	H4年	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年
H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	16年	H17年	H18年	H19年	H20年
H21年	H22年105人	H23年113人	H24年130人	H25年113人	H26年131人	H27年135人	H28年123人	H29年102人	H30年120人
L1年136人	L2年149人	L3年153人	L4年147人	L5年156人					

⑤ 農業政策・改革

新政府は、多難な改革ではありましたが地租改正や租税制度などにより安定した税収を得ることができました

それと同時に、今まで「勤農政策(開墾)」による米の量産に頼っていましたが、養蚕、畜産、果樹栽培などの「**①多角的農法**」[p60](#)をすすめました。

また、日本の農業にも、殖産興業と近代化を進め、日露戦争に際会して「**②農業組織と農業技術の改良**」[p61](#)に力をいれていきます。

例えば、共同苗代、品種改良、堆肥の改良、病虫害の予防、優良農具の普及、牛馬耕の実施、耕地整理、更に産業組合や農会活動の設立支援などです。

肥料や農機具などの技術進歩により生産性の著しい増加がみられましたが、反対にそれら購入のために、農家の支出も増加していくことになります。

しかも、日露戦争に勝ったものの、その費用のために地価の 2.5 から 3.3 に上がった地租はそのまま据え置かれます。

農業生産に資本を投入できるものは栄、できないものは衰退すると農民の二極化が現れてきます。

また、地租改正で、自作農の中には地租を払えず土地を売って小作人になる人や、小作人の中には地主への小作料(米で納入)が上がったことで生活が苦しく、北海道、名古屋などに移住する人も出てきます。

明治の後半になると、明治 32 年の「耕地整理法」、大正 8 年「開墾助成法」、大正 12 年「用排水改良事業補助」が定められ、「**③土地改良事業**」[p61](#)の事業費そのものに初めて国家の財政資金が本格的に投入されました。

昭和 4 年(1929)年にアメリカから始まった恐慌は、世界恐慌へと発展し、そのあおりを受けた日本では昭和 5 年(1930)に昭和恐慌がおこり、コメ価格の暴落や小作争議の激増で、農村は社会不安の根源地とみられていました。

政府は農村救済請願運動の高まりに対応して、農村の土木事業の推進を図り、地域住民が行う土木事業に半額の補助金を出して、小作争議、失業対策として農民に現金収入の途を与えるなどの「**④農村の雇用対策**」[p62](#)をおこないましたが、軍事費の膨張にともないこの事業は廃止となります。

戦争が激しくなると、食糧不足のため需給と価格安定のため昭和 17 年(1942)「**食糧管理法**」が制定されます。

昭和 20 年(1945)、敗戦を迎え、昭和 22 年(1947)に「**農地改革**」(農地解放)がおこなわれますが「食糧管理法」は 1950 年代には食糧不足状況が解消しましたが、そのまま温存され平成 6 年(1994)まで続きました。

農家にとっては、戦前からの「食糧管理制度」のおかげで、政府が米を全量固定価格で買い上げてくれたため、生活は安定が保証されたことになります。



1970年頃から、政府米の収支が逆ザヤとなる問題や自主流通米以外のいわゆるヤミ米問題が発生、また日本国外から、自由貿易による『米市場開放問題』などが要求されたことにより、食糧管理法は、平成7年(1995)11月1日に廃止され、「**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律**」(食糧法)に引き継がれました。

① 多角的農法、副業

松河戸は水田中心の地帯なので、すべての農家は米作を行っていましたが、明治に入ると、国の「多角的農法」のすすめにより、副業として「綿栽培」、「養蚕」、冬場の仕事は「藁草履(終戦頃まで特産品)」作りなどでした。

国の殖産興業の一つが養蚕で「外貨獲得産業」として重視され、日本の近代化(富国強兵)の礎を築きました。

春日井では田楽村の河田悦治郎は明治17年河田蚕種製造所を開いて「温度育」「交配による新蚕種」などの研究で、養蚕業に多大な貢献をしました。

このこともあって、松河戸では明治20年代以降には、ほとんどの農家が蚕を飼い、農閑期の作業として貴重な現金収入を得ており、農家ではカイコガについては「お蚕様」と接頭辞を付けて呼称していました。

そして、養蚕組合においての研究会や品評会なども盛んに行われました。

日露戦争における軍艦をはじめとする近代兵器は、絹糸の輸出による外貨によって購入されたといっても過言ではありません。

1900年頃には日本は中国を追い抜き世界の生糸の輸出国になり、1935年前後にピークを迎えます。

しかし、1929年の世界大恐慌、1939年の第二次世界大戦、そして1941年の太平洋戦争によって、生糸の輸出は途絶しました。

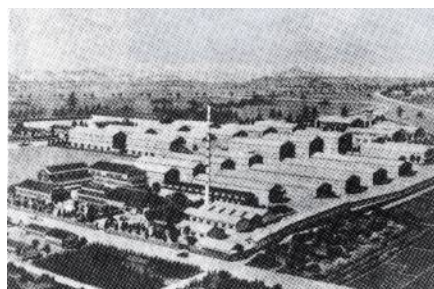
松河戸は、水田中心の地帯でしたので、戦争が激しくなると食糧増産へ力を入れていき、桑畑はサツマイモ畑や野菜畑に変わっていきました。

戦後、1950年代ごろに養蚕を始める農家もありましたが、戦前の様にはいかなかったようです。

戦後の副業としては、正月用の「しめ縄」を作って、名古屋方面へ振り売りや出店を出して売りに行っていました。

松河戸は昭和40年代頃までしめ縄の一大産地で、農家の7~8割がしていました。

また、自家消費として、野菜をつくり、養鶏などを行っていましたが、本格的な養豚を行う農家も現れました。



拡張工事後の河田蚕種製造所 昭和5年当時



▲養蚕の成績記録



蚕に桑の葉を与える。
戦前まではほとんどの農家で蚕を飼っていました。



▲昭和村会が製織研究会に出したお雛盆



▲絹の繰取り機 松河戸も戦前に一時繰づくりをしていた



▲戦後の副業でしめ縄作りも盛んに行われた(昭和末期の写真)



▲戦前ほどの農家も自家用に名古屋コーチンをこのように飼っていた



▲副業で作られた正月用の花



▲戦後農家の副業で養豚が行われた

② 農業組織と農業技術の改良

地租改正などで深刻な打撃を受けた農村から農業技術改良による生産の増強が図られることとなります。「老農」を中心とした農談会や種子交換会が開かれるようになり、政府も勸農政策に力を入れ、各郡に農事通信員をおきました。

愛知県でも明治 11 年に老農らをまとめ「県農談会」を組織し、明治 14 年には第 1 回全国農談会が東京で開かれています。東春日井郡農談会が組織されたのは明治 16 年でした。

東春日井郡農会においても各種講習会や品評会、米麦増収研究会、自給肥料の奨励研究などを行い、積極的な活動を開始しました。

(表 10) 農業団体の設立 松河戸関係分

名称	所在	設立年月日
上条用水普通水利組合	小野村	明治 30 年 6 月
鳥居松村共同苗代組合	鳥居松村	日露開戦記念
松河戸耕地整理組合	鳥居松村	大正 4 年 5 月

これらの動きが後に大きな役割を果たす農業組織に発展していきます。

農業組織については、明治 28 年(1895 年)に「全国農事会」が成立すると、東春日井郡農会が生まれ、各町村農会もこれについて設立されました。そして、明治 32 年(1899)に「農会法」が成立し、明治 43 年の改定でこれまでの「全国農事会」が「帝国農会」と改まってからは、政府の補助のもとに全国的な農会組織が県・郡・町村単位に系統されていきます。

一方、明治 33 年(1900)に「産業組合法」が成立すると「産業組合」ができ、日露戦争後全国に分会ができ広まっていきます。

その後、戦時体制下の昭和 18 年(1943)食料統制を円滑に進めることを目的に「農業団体法」が制定され、農会、産業組合、畜産組合、養蚕業組合、茶業組合が統合されて「農業会」が設立されました。

これが、戦後の昭和 22 年(1947)、「農業協同組合法」が施行されて、農地改革に伴う農民の経済生活の改善、営農指導、農民教養の向上を目的に、集落を単位とする農家組合等を構成員とする「農業協同組合」として、春日井農業協同組合が昭和 23 年 7 月に設立され、販売・購買・信用・利用などの事業を行っていくこととなります。



春日井農業協同組合

③ 土地改良事業

新田開発については、木津用水にみられるように、江戸時代から積極的に行なわれてきた。

明治に入っても、政府は開拓事業に力をいれますが、農作業の効率化のための耕地整理や、品種改良、肥料、



土地名寄帳 個人別の持高を記録したもの
土地各筆調 耕地整理地施行地の地積、賃貸価格及び筆敷地目別調べ
鳥居松村耕地整理組合 松河戸地区

農機具の発達などは、在野的、農民的事業でした。

しかし、政府は日露戦争に際会して明治の後期になると「農業改革」に力をいれていきます。

耕地整理は農事改良の根本政策として、明治32年(1899)「耕地整理法」の制定が行われています。

耕地整理は、土地所有者を組合員とする耕地整理組合が組織され、国の補助を受けて農地の区画形状を直し、それに伴い農道、農業水路を整備する事業です。

このことにより、松河戸においては、「土地名寄帳」や「土地各筆調」に基づき、大正3年(1914)から大正12年(1923)耕地整理が行われており、共同苗代がつけられています。また、正条植や村の西に広がる湿地帯においても二毛作が行われるようになります。



大正の耕地整理でできた共同苗代
(立て看板には「松河戸土地改良実行組合」と記載)

大正8年(1919)開墾助成法、大正12年(1923)用排水改良事業補助要項が定められ、土地改良事業の事業費そのものに初めて国家の財政資金が本格的に投入されました。

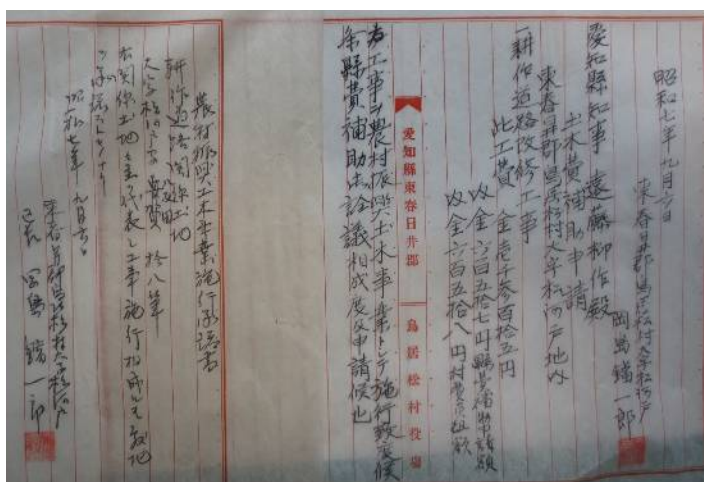
(八反田辺りは、工場が来る前まで整然と区画された田が残っていましたが、条里制の跡ではなく、この時の耕地整理によるものです。)

④ 農村の雇用対策

昭和4年(1929)年にアメリカから始まった恐慌は、世界恐慌へと発展し、そのあおりを受けた日本では昭和5年(1930)に昭和恐慌がおこり、その年は豊作とかさなつて米価はわずかの間に約3分の2に暴落、いわゆる「豊作飢饉」が発生。ついで翌年と昭和9年(1934)年には東北・北海道が「凶作飢饉」にまみれました。

コメ価格の暴落や小作争議の激増で、農村は社会不安の根源地とみられていました。

政府は農村救済請願運動の高まりに対応して、農村の土木事業の推進を図り、昭和



松河戸区「農村振興土木事業」の事業費補助申請書
昭和7年9月6日付

耕作道路改修工事	
工費総額	1,315 円
県費補助申請額	657 円
村費負担額	658 円

7年(1932)「農村振興土木事業」として、地域住民が行う土木事業(灌漑排水、耕地整理などの救農土木事業)に半額の補助金を出して、小作争議、失業対策として農民に現金収入の途を与えました。

これら土地改良事業が食糧増産以外の救農土木事業として活用されることは初めてのことでした。

この時期、松河戸地区でも、延米の廃止をめぐって、昭和3年から昭和12年まで長期の小作争議がつづいている最中で、この小作争議を少しでも治める意味でも、松河戸の岡島区長は昭和7年9月6日付で「農村振興土木事業施行」の申請を鳥居松村小原村長経由で愛知県知事に出しています。

しかし、軍事費の膨張にともない事業は縮小され、産業組合を中心に農民を結束させて「自力更生」をはからせる農山漁村経済更生運動が対策の中心になっていきます。

⑥ 郵便、電信電話

① 郵便

江戸時代後期には、主要街道の交通の要衝となる都市に飛脚問屋が開設されていました。

しかし、飛脚業による遞送には種々不便と弊害があり、慶応4年4

月(明治元年 1868年6月)に交通・郵便をつかさどる^{えきていし} 駅通司(後の逓信省)が設置され、明治4年(1871)に東京～大阪間で官営の郵便事業が開始されました。

これは前島密(1835年～1919年)の発議によるものでした。

明治4年(1871)の創業当初は、政府直轄の「郵便役所」が三府(東京・京都・大阪)に設置され、東海道の各宿駅には民間の協力で「郵便取扱所」が62カ所置かれました。

愛知県では、明治4年12月名古屋鉄砲町に「郵便役所」が置かれましたが、財政が極めて不足していた当時の明治政府にとって、全国に「郵便役所」を設けることは難しかったようです。

そこで政府は、地元の名士(かつての庄屋や名主など)から自分たちの土地と建物の一部を無償で提供してもらい、その代わりに彼らを「郵便取扱役」に任命して準官吏の身分を与え、「公務」である郵便業務を請け負わせるという施策をとりました。

この結果、地域の名士の屋敷を拠点とする「郵便取扱所」が短期間のうちに全国津々浦々にまで広がり、わが国の郵便制度は急速な普及を遂げました。

創業当初に設置された「郵便役所」は明治6年(1873)に「一等郵便役所」に改称され、また「郵便取扱所」についても明治7年(1874)に「無等郵便役所」となりました。

その翌年には、すべての「郵便役所」は「郵便局」へと改称され、一等から五等に区分されました。

勝川・内津両局の沿革史によれば、両局とも明治5年7月1日の開設となっており、当時の春日井郡では最も早い開局となり、勝川局は勝川村42番戸で開局しました。

しかし、当時は小荷物輸送の業務を扱っていた関係で、明治7年6月に郵便役所発足の指示(春日井郡の清洲・小牧・勝川・瀬戸・内津など県下49か所に郵便役所が新設された)を受ける前に、名古屋鉄砲町の郵便役所からの書状を従来の飛脚便で遞送するという、支線の郵便業務を扱っていたものと推測されます。

(勝川郵便局設置 明治7年6月)

明治8年(1875)勝川郵便役所を郵便局と改称。為替事務も開始しました。

明治4年3月に開始された政府の郵便事業は、最初は民間の飛脚屋との競争でしたが、同6年9月より民間の飛脚業を禁止し完全な国営事業となりました。

また明治6年4月1日には距離制料金から全国均一制料金に変わりました。

そして明治24年には、勝川町28番戸(1562番地)に移転し、



郵便創業 ～前島密業績絵画～



明治4年に発行された 48文の電文切手



明治5年に発行された 2銭の電銭切手



明治5年から使われた木製黒朱塗りの郵便ポスト



旧勝川郵便局舎

勝川郵便役所 郷土史かすがいから
明治24年より大正2年及び大正10年より同13年当時のもの 勝川町28番戸(1562番地)
局長の住宅の一部を局舎に充てていた。

丹羽友四郎新任局長の住宅の一部を局舎に充てました。
当時の集配人は村民がほとんどを占めていたようです。
明治 30 年 2 月 1 日、勝川郵便電信局と改称し、電信事務を開始しますが、明治 36 年 4 月 1 日、再び勝川郵便局と改称します。同 44 年電話電信事務も開始します。



大正 2 年 7 月に勝川町東八田山に新築された勝川郵便局



丸形底付ポスト
明治 45 (1912) ~
高さ 132cm
戦中まで使われた。

② 電信電話

明治 5 年名古屋に名古屋電信局が設置され、明治 20 年には郵便、電信両局が合併され、31 年に名古屋電話交換局が設置されました。

勝川郵便局は、明治 30 年に当市で初めて電信事務を開始し、明治 44 年に電話通信事務、大正 13 年に電話交換事務を開始し、郵便局において地域の加入者に電話をつなぐことが出来るようになりました。

当時使われていた電話機は木製で、正面にベルと話し口があり、左側に聞くための耳あてがついていた「デルビル磁石式壁掛電話機」でした。

昭和 16 年(1941)勝川特定集配郵便局となり、昭和 18 年集配業務は市制施行に伴い春日井郵便局へ併合となります。



デルビル磁石式壁掛電話機

昭和 24 年 (1949) それまで郵便局を管轄してきた逓信省が廃止され、電気通信省と郵政省に分離されました。電話事業は電気通信省の管轄となりました。

これに合わせて、昭和 24 年に春日井電報電話局が誕生しました。

ただ、昭和 27 年 (1952) 8 月 1 日に今度は電気通信省が廃止され、日本電信電話公社が発足します。

昭和 27 年 12 月 24 日春日井電報電話局は、局舎を新築して春見町 2 番地移転します。

局舎は木造 2 階建てで、2 階が電話交換、1 階が電報の部屋になっており、交換台 (市内台) は 6 台 12 席で、その他に、市外台、記録台、案内台などがありました。

交換台ではマイクとレシーバーで応答するのですが、このころはヘッドホン型 (プレスト) のものを使用したそうです。

電話機はハンドルを回す磁石式ですが、この時代になると黒くて四角い 3 号磁石式卓上電話機となりました。

昭和 30 年には勝川郵便局でも行っていた電話交換業務を春日井電報電話局に併合されました。当時の春日井の加入者は 720 件程でした。

昭和 34 年 (1959) に、電話交換が自動式に切り替えられる大変革が起こりました。つまり、電話機にダイヤルがつき、受話器をもちあげてダイヤル

春日井で一番早く電話を引いたのは勝川郵便局で明治 44 年 (1911)、次は坂下郵便局で大正 10 年 (1921) となっています。これは通話事務といえます。

郵便局において地域の加入者に電話をつなぐことができるようになったのは、坂下郵便局が大正 11 年 (1922)、勝川郵便局が大正 13 年 (1924)、高蔵寺郵便局が昭和 5 年



春日井電報電話局春見町 2 番地
昭和 27 年 12 月に移転



3号磁石式卓上電話機

を回せば、相手に直接電話をかけることができるようになりました。

自動式電話への切り替えが行われた昭和 34 年には、春日井の加入者は 1981 件に増加しました。

この切り替えにより名古屋・一宮・瀬戸・岐阜などへの通話が自動即時化されました。

このときに使われた電話機は 4 号自動式卓上電話機であり、その後、いわゆる「黒電話」として有名な電話機である 600 形自動式卓上電話機が登場します。

そして、これを可能にしたのが自動交換機 A 型です。そのため、多くの職員が、名古屋などの交換業務が必要だった部署や番号案内の部署に配置換えされたということです。

そして、昭和 40 年 (1965) 11 月には、春日井市内局番 81 がつけられて全国の自動即時網に編入されました。

昭和 43 年 (1968) に、新しい局舎が新築され移転しました。

現在の NTT 春日井ビルで、位置は鳥居松町 5 丁目 48 番地で、春日井市役所東交差点と市役所の間になります。

移転した昭和 43 年には加入数が 8 千だったのが、わずか 10 年後の昭和 53 年 (1978) には 7 万、民営化直後の平成 2 年 (1990) には 10 万を突破します。

こうして電話の普及に貢献してきた日本電信電話公社は、昭和 60 年 (1985) 4 月 1 日に民営化され、日本電信電話株式会社 (NTT) が誕生しました。

なお、春日井農協による有線放送電話(固定電話兼放送設備)が昭和 37 年 11 月に開始されました。

それまで、松河戸には数件しか電話のある家はありませんでしたが、農協の有線放送電話が開始されると多くの家で設置しました。

これは通常の家と家の連絡ばかりでなく、地域全体の必要な情報を流してくれるので大いに役立っていました。

しかし、通話が地域限定であったり、一般加入電話との通話ができなかったことから、昭和 44 年をピークに少なくなり昭和 48 年廃止されました。

(表 11) 春日井農業協同組合の有線事業

開始年月日	台数	区域	備考
昭和 37 年 11 月	申込数 4 千、 収容能力 5 千	春日井市内	工事費 1 億 3 千万円、1 台 500 回線の交換が 10 台



4 号自動式卓上電話機



600 形自動式卓上電話機



市広報 昭和 32 年 12 月 2 日



春日井電報電話局鳥居松町 5 丁目 48 番地 昭和 43 年に移転

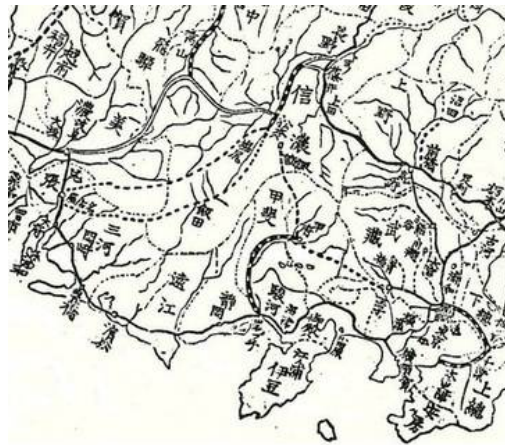


春日井 農協有線放送施設(当時)

⑦ 鉄道(中央本線)

中央線の計画は政府主導で全国鉄道計画の一環として取り上げられるようになります。

計画は第2・3期の帝国議会を経る中で、関東から甲府・諏訪を経て名古屋に行くこととなり、正式に、春日井に中央線が敷設される可能性が出てきたのが明治25年6月21日の「鉄道敷設法」公布によります。



① 路線決定と誘致運動

明治26年2月に発表された中央線の予定経路は内津峠を越えて多治見に出る下街道に沿ったもので、坂下地区の人達から反対運動が起ったという話が伝わっています。

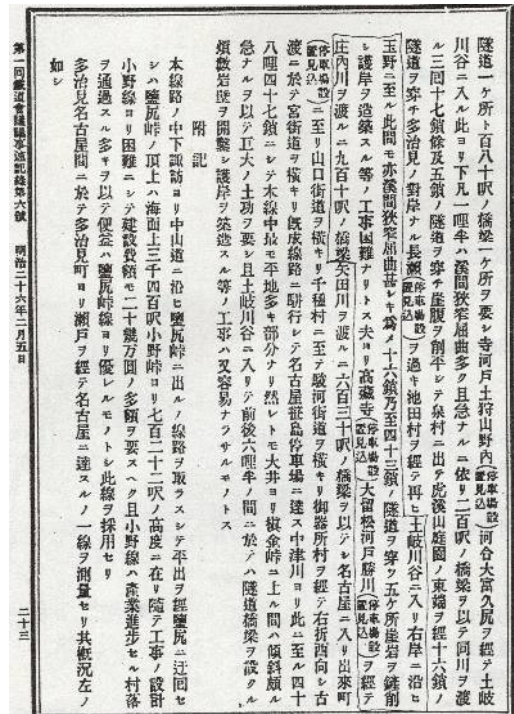
その理由は、

- ① 山林が総面積の7割を占め、それだけでなくも少ない耕地がさらにつぶされると農民が生活に困る。
- ② 汽車の煤煙が桑畑にかかるると蚕の生育に悪い。また内津神社付近の景観も損なわれ健康にもよくない。
- ③ 鉄道が通れば、街道もさびれて、旅館や駄賃稼ぎがなりたたなくなる。
- ④ 停車場ができると旅人が多く出入りして犯罪がふえる。というものでした。

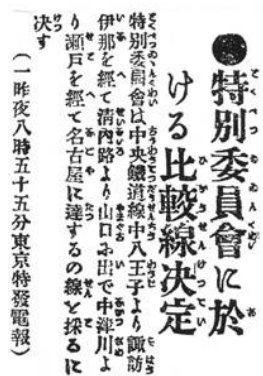
そこで、代わりに3ルート(高蔵寺ルート、瀬戸ルート、小牧ルート)が考えられたという事ですが、ルートが決定した明治20年代の新聞資料、国会の記録、春日井・小牧・瀬戸の要望書などを調べても、名古屋～多治見間について高蔵寺線(玉川線)・瀬戸線・小牧線の3線しかなく、下街道に沿って内津峠を越えるルートはなく、この話はその当時の人々の、鉄道忌避伝説として残っています。

瀬戸は窯業が盛んであり貨物輸送の需要が高く、鉄道の敷設は悲願でした。鉄道委員会で一旦「瀬戸ルート」に決まりましたが、第4期帝国議会で否決されています。

ルートの決定は、町の将来を左右します。そのために明治25年7月ごろから激しい誘致運動があり、明治27年5月に最終決定するまでに時間がかかり紆余曲折したわけです。



明治26年 鐵道會議事録

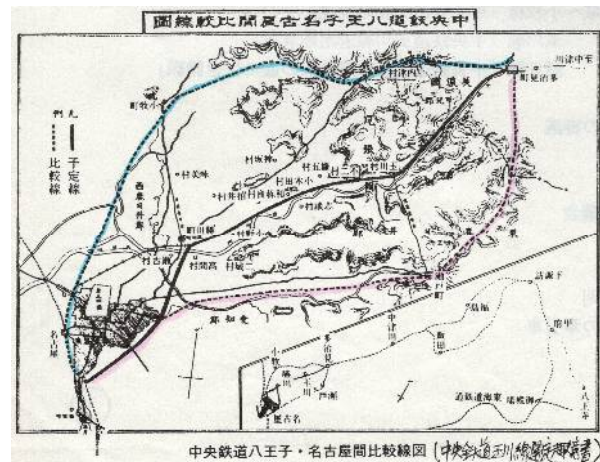


明治26年2月20日付の新聞「新愛知」(現中日新聞の前身) 瀬戸ルートに決まったという報道

最終的には第6期帝国議会において、東春日井郡の郡役所があった勝川町の誘致活動により、今の勝川、高蔵寺から庄内川沿いに玉野、多治見へ出る高蔵寺ルートに決まりました。

その後、駅の位置は桂林寺付近に予定されていましたが、町の有力者たちが運動して勝川町の中心部より約1Km東北の松河戸新田に駅が決まりました。

しかし、人力車、荷引き、宿屋などを生業とする人々や、駅近くの人々がこれに反対して、種々の注文をつける騒ぎがあったといえます。



高蔵寺ルート、瀬戸ルート、小牧ルート

明治28年ごろから中央線の鉄道用地買収が行われました。

地主総代で1坪当たり一律1円の要求をだしていますが、当時、勝川駅辺りは松林の中で、一反歩およそ30円位で買収されたという話もあり実際のところ不明です。

明治32年2月9日「扶桑新聞」では、柏井村の一部を除き用地買収は終了したと報じています。

② トンネルの多い難工事

春日井地区の工事は6つに分けて請け負われ、このうち、難工事の予想される庄内川橋梁とトンネルの多い第7・8工区は鉄道省の直営で、他は競争請負にされました。

工区(区間)	施工種別	着工年月	竣工年月
庄内川橋梁	直営	明治29年11月	明治31年5月
第4工区(庄内川橋梁～内津川)	請負	明治32年2月	明治32年11月
第5工区(内津川～高蔵寺)	請負	明治32年4月	明治33年10月
第6工区(高蔵寺～玉野)	請負	明治32年6月	明治33年1月
第7、8工区(玉野～池田)	直営	明治29年11月	明治33年7月

工区割 『日本国有鉄道百年史』、明治32年6月3日「扶桑新聞」を基に作成

明治29年11月から工事が開始されましたが、大変な難工事当初の予定より随分時間がかかりました。

名古屋より玉野附近までは濃尾平野の平坦地を通りますが、その先は庄内川の左岸に沿って進み、地峡部では断崖絶壁となり、わずか10キロの間にトンネル14を貫いて、ようやく多治見盆地に出ます。

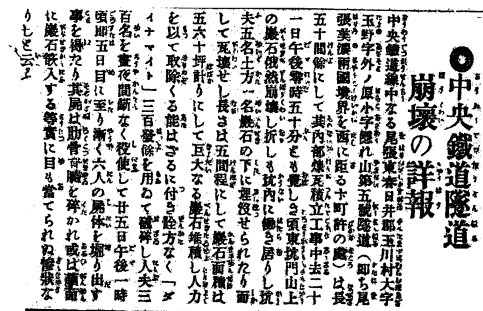
最も難工事であったのは、庄内川に接近している6号トンネル工事で、明治30年4月に大雨で西抗門の外の切り取り箇所が崩壊する事故が起きました。

また、5号トンネルでは同年11月21日、高さ7mの巨岩が崩れ落ち、6名の犠牲者を出しました。

1号、2号トンネル間には、愛岐トンネル工事で亡くなられた20余名のかたの慰霊碑があります。

【参考(p464) 19 庄内川沿いの探訪 (5)その他の名所 ①愛岐トンネル群】

また、庄内川橋梁工事も明治29年11月から工事が始まります。橋梁の長さは240mで、かなりの大工事となることから、トンネル工事の場合と同様に早くから着工されました。



資料2 中央鉄道隧道崩壊の詳報 「扶桑新聞」明治30年11月27日



殉職者慰霊碑

この工事に対しては、「勝川町役場緊要雑書綴」に工事の変更の請願書が残されています。

小野村、和爾良村ら4村から明治30年3月に出されたもので、内容を要約すると「庄内川の橋脚は、総計17基で幅が1基四尺五寸で計画されており、合計すると七十五寸(23m)になり、庄内川の流れに障害となるので、昨年の明治29年9月の洪水では堤防が決壊したこともあり、工事の変更を願いました。」「そのような心配はない」との報告書がだされました。

しかし、「このままでは昨年の堤防決壊以上の惨状となることは目に見えているので、再度工事の変更をお願いしたい。」というもので、これに対する返答はなく、工事は明治31年5月にほぼ終了しています。

現在の庄内川にかかる橋梁は、昭和41年の複線電化に伴い新しく付け替えられたもので、新しい橋梁の数メートル下流には、一部旧橋梁の跡が残されています。

※ 明治29年9月の洪水は、高蔵寺、勝川、瀬古地内で堤防決壊し、赤痢も大流行しました。

また、工事人夫のけんかの話もいくつか伝えられています。

最も大きかったのは、多治見寄りの工事を請負っていた杉組と、玉野寄りの小松組がささいなことからけんかとなり、玉野において鉄砲や工事用のダイナマイトまで使った乱闘がありました。

また、勝川地区請負の組頭栗田武右エ門はけんかの多いことに頭を痛めていた折、線路脇の墳丘の下に狐の穴があることを知って、ここにお稲荷さんを祀って信仰すればご利益があるに違いないと考え、京都の伏見稲荷から明治31年に稲荷様を迎えました。これが現在も広く信仰を集めている光春稲荷の起こりです。

③ 中央線の開業

開業当時の駅は、名古屋、千種、勝川、高蔵寺、多治見の5駅でした。

上り下りとも1日4本で、名古屋から多治見(36.25Km)までは95分かかり、料金は2等60銭、3等34銭(今のお金に換算すると約3000円)でした。

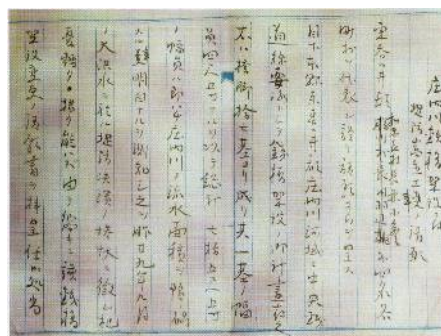
乗客よりも荷物が多く、客車に2輛、貨車3輛位の構成でした。

開通祝賀式は、試運転の明治33年7月23日各駅で一斉に挙行されました。

試運転は11輛編成の列車で2往復行われ、1回目は鉄道及び工事関係者約350人を、2回目は沿道市町村関係者と鉄道係員及び請負業者の寄附による芸妓・音楽隊100名を加え500人が乗り込みました。

各停車場では開通の祝意を表すため花火を打ちあげ、余興に棒の手、投餅があり大変な賑わいでした。

この日の勝川町役場日誌には、「本日は中央鉄道開通午前九時頃なり。午後には花火や歌、踊り、寄

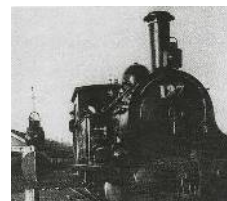


庄内川鉄橋架設請願の一部
(春日井教育委員会所蔵)



現在に残る字西切野の庄内川橋梁跡
(奥に現在の路線が見える)

写真は令和元年頃



明治26年にイギリス人技師のもとに完成した国産第1号機関車(国鉄860形)



当時の中央線勝川駅(東春日井郡誌より)

合相撲、狂言などがある。勝川町より扇子と旗二つ入で壱個ずつ配布、休憩所には茶あり、松河戸新田からは折詰や酒がだされ午後七時までにごやか。」とあり、開通を祝ったことが記録されています。

7月25日の営業開始の2番列車は、芳川逋信大臣、沖愛知県知事らの来賓を特設1等車に乗せて発車し、勝川・高蔵寺の各駅では関係町村の公職者がホームに勢揃いして歓迎しました。

扶桑新聞は、「初日の列車はどれも相応の乗客あり。往復4回の運転とも毫(すこし)も異常なく無事終結せり。」と報じています。

明治35年(1902年)中津駅まで、明治41年(1908年)坂下駅まで開通し、明治42年には名古屋駅・野尻駅間が開通し中央西線となりました。

明治44年(1911)5月1日には木曽福島駅まで開通したことにより中央東線を編入して東京まで全通し中央本線に改称しました。

これを祝って、名古屋の鶴舞公園で後藤新平逋信相を迎えて盛大な開通式が挙行されました。

祝辞で、

「今や中央線鉄道工を竣(おわ)り、本日を以(も)って開通式を挙(よ)ぐるは本職の最も欣(よろこ)びま(か)えする所なり。願(ねが)えば明治29年4月工を起(おこ)せしより年を関(か)する事十有五、工費約三千四百万円に上り、線路の延長二百二十四哩(マイル)、隧(とん)道を穿(く)つ事九十五、橋梁を架(か)くる事三百五十一、停車場四十七を設(た)く(以下略)』『扶桑新聞』

と述べ、人文の啓発と産業の発展に長足の進歩を促す契機になることを強調しています。

下街道を中心とする徒歩と馬車の交通体系から、次第に鉄道駅を中心とした人と荷物の動きに変化していきました。

勝川・高蔵寺の駅前集落は開通後急速に形成されたのではなく、大正時代までかかってゆっくりしたテンポで町並みがつくられていきました。

昭和10年頃には駅前商店街としてほぼ形が整い、町の中心部は駅前に移り、昭和18年6月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の合併で春日井市となり、市の中心的商店街として発展していきます。

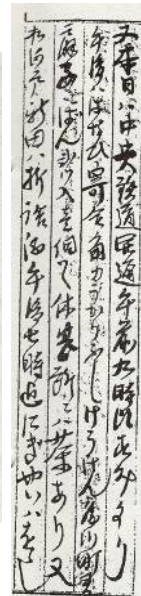
④ 開業当時の利用客

名古屋・高蔵寺間は61分で現在の27分と比べると倍以上の時間がかかっています。この間の料金は3等で23銭、米1升12銭の時代であったから現在の料金に換算すると2,000円以上となり、相当な高額でした。

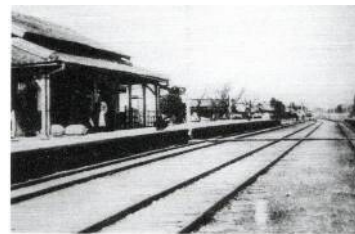
だから、鉄道を利用する人はお金持ちの人や役人など特別の人がほとんどで庶民の乗物とはなりませんでした。

自動車に対するものめずらしさは長く続き、駅前広場は附近の子どもたちの遊び場として、また、休日には近隣から汽車見物に弁当持ちでやってくる人々でにごわったといいますが、利用客については開通当初の珍しさが終わった後は、勝川駅での1列車当りの乗客は数人にすぎませんでした。だから、「この調子では鉄道もいづれつぶれて、鉄道用地が払い下げになるだろうから、その時のために金をためておこう。」という話も話題になったといえます。

等級	駅名	千種	勝川	高蔵寺	多治見				
2等		13	27	41	60				
3等		7	15	23	34				
駅名	上り			下り					
	午前	午後	午後	午前	午後	午後			
名古屋	6:00	9:15	1:00	4:15	多治見	8:10	11:55	3:10	6:15
千種	6:17	9:32	1:17	4:32	高蔵寺	8:48	12:35	3:48	7:03
勝川	6:38	9:53	1:38	4:53	勝川	9:10	12:55	4:10	7:22
高蔵寺	7:01	10:16	2:01	5:16	千種	9:31	1:16	4:31	7:41
多治見	7:35	10:50	2:35	5:50	名古屋	9:45	1:30	4:45	7:55



勝川町役場日誌の一部



▲大正中期の勝川駅

日露戦争の頃(明治37年)の列車は日に5・6回になり、客車2輛、貨物3輛位の編成でした。明治40年の勝川駅の年間乗降客は59,964人、貨物は11,396トンで、1日平均それぞれ164人、31トン、高蔵寺駅は168人、22トンとなっており、まだそれほど多い乗降客ではありませんでした。

それまで馬車や大八車を使って運んでいた農作物などが汽車で送り出され、名古屋から肥料、炭などが運ばれてきて、次第に人の行き来も頻繁になりました。

また、中央線が庄内川に沿って敷かれたため、それまで庄内川を利用した水運(近隣中心の継船利用されていた)も少なくなりました。

汽車に乗った堀部忠治さん(松新町、明治31年生)の話 郷土史かすがいの第1号から

子ども時代の思い出

「五歳の時初めて乗せてもらえた。その後しばらくは、多い年で盆、正月と農休みの3回だった。いつも帰りだけ乗ったものだ。その日は朝6時に家を出て、歩いて東本願寺まで行ってお参りして、ここで焼めしとおつけものの昼めしをつかった。次に熱田神宮へ行き、境内のあちこち5か所ぐらいお参りしました。そして、伝馬町から馬車で大須まで行き、観音様へお参りし、千種駅まで歩いてそこから勝川まで汽車に乗るのが普通だった。ふつうの人は片道しか乗らなんだもんだ。勝川で往復乗る人はKさんなど5人位で、この人たちはみんな人力車で勝川駅まで送り迎えしてみえたものだ。」

⑤ 複線電化

定光寺駅が大正13年(1924)に、鳥居松駅(現在の春日井駅)が昭和2年(1927)に、神領駅が昭和26年(1951)にでき、現在の春日井市内には5つの駅があります。

昭和33年には、複線化工事が着工され、昭和37年には名古屋-大曾根間が複線化され、昭和41年5月14日に名古屋-多治見間が、7月1日には多治見-瑞浪間の複線電化が完成し、これ以降は、蒸気機関車の煙に悩まされることもなくなりました。

なお、この複線電化に伴って玉野から多治見間の14のトンネルは、定光寺駅から古虎溪駅までと、古虎溪駅から多治見駅までの3つの大トンネルで結ばれました。

昭和62年(1987)日本国有鉄道(国鉄)は、JRとして6つの地域別の「旅客鉄道会社」と1つの「貨物鉄道会社」などに分割し民営化されました。

春日井市内及び名古屋までの中央線の開業状況

年月日	項目
明治33年7月25日	中央線開業、千種、勝川、高蔵寺各駅開業
明治44年4月9日	大曾根駅開業
大正13年1月1日	定光寺駅開業
昭和2年12月16日	鳥居松駅開業(昭和21年5月1日春日井駅と改称)
昭和12年4月21日	鶴舞駅開業
昭和26年12月15日	神領駅開業
昭和37年1月25日	金山駅開業
昭和39年4月1日	新守山駅開業、名古屋から高蔵寺間複線化完成
昭和41年7月1日	名古屋から瑞浪間複線電化完成 (普通列車の電車化は昭和43年10月1日)



庄内川橋梁 複線化工事(昭和40年)



昭和41年5月14日に名古屋-多治見間が、7月1日には多治見-瑞浪間の複線電化が完成しました。

(写真平成元年頃)



車両は旧国鉄から引き継いだ211系 昭和60年から令和4年3月まで、この中央線をはした。

(写真平成元年頃)

⑥ その後の勝川駅

勝川駅周辺総合整備事業の一環として平成9年6月より高架化工事が行われ、高架化の区間は長塚町から柏井町まで2.5キロメートルで交差道路は17路線になります。

勝川駅は、平成21年(2009年)11月23日に上下線の高架化が完了し、その後は上り地上仮設線や仮駅舎などの撤去・ペDESTリアンデッキの設置、北口側ロータリーと南口側ロータリーをつなぐ高架下道路の整備などが行われ、平成22年度(2010)に全体が完成しました。

東海交通事業城北線が平成3年(1991)開業し乗換駅となり、将来的に城北線が乗り入れることも想定したプラットホームになっています。

この高架化工事が行われる前、旧勝川駅(駅舎は昭和34年4月完成)のプラットホームの最下段には開業当時のままとと思われるイギリス積の赤煉瓦がありました。

明治の開業当時、駅のプラットホームは低く短かったですが、列車の床が高くなり長さが長くなるにつれて、次第に高く左右に延びてきて、その最下段には開業当時のままとと思われるイギリス積の赤煉瓦がありました。

平成17年(2005)勝川駅の高架化改修工事が行われ、このプラットホームが撤去された時に、地元の古老のかすかな記憶を頼りに、愛岐トンネルの探索が始まって今のトンネル群(近代化産業遺産)にたどり着いたということです。 【参考(p464) 19庄内川沿いの探訪 (5)その他の名所 ①愛岐トンネル群】



昔の勝川駅プラットホームの煉瓦

勝川駅周辺総合整備がおこなわれ、駅前の状況は昔の面影を全く留めていません。

まず最初に勝川駅前に「ルネック」ができました。地上7階、地下2階建て、平成2年1月に着工、同4年10月に竣工した立体換地ビルです。ルネックとは、ヨーロッパのルネッサンスと勝川のKをつないだ造語で、1階は銀行と書店、3、4階は店舗、5階は市民サービスコーナー、ふるさとの歴史コーナーなどがあります。

平成10年4月1日には、駐車収容台数242台の「勝川駅前地下駐車場」がオープンしました。

平成11年9月8日には、地上10階、地下1階、客室は90室、各種宴会場などを備えた「ホテルプラザ勝川」がオープンしました。

その後マンションなどのビルもでき、春日井の西の顔として急速に発展してきました。

駅の利用者も1日当たり1,7742人(平成30年)になっています。



勝川駅 令和元年 北正面玄関



昭和 41 年 7 月 1 日に名古屋-瑞浪間が複線電化

七月一日からの電化営業を前に、さつき晴れの十二日朝、国鉄中央西線名古屋-瑞浪間(五〇・一)を試乗電車走った。ブルーリボン色にぬりぬられたスマートなツトアの電車。全線開通から六十年ぶりにやっと実現した「複線電化」。蒸機の中を誇らしげに走る姿は、煙にまじった晴れの中、爽やかな感じがする。さつき晴れていた。

七月一日からの電化営業を前に、さつき晴れの十二日朝、国鉄中央西線名古屋-瑞浪間(五〇・一)を試乗電車走った。ブルーリボン色にぬりぬられたスマートなツトアの電車。全線開通から六十年ぶりにやっと実現した「複線電化」。蒸機の中を誇らしげに走る姿は、煙にまじった晴れの中、爽やかな感じがする。さつき晴れていた。

電化営業控えた中央西線試乗記
軽快な出足、加速性

午前九時一十分、名古屋駅を出た。進みしるよるよる「D11」機関車と二連の「スリ」とした出足。中央西線では初めての味だ。加速もグーンと出る。動力車も十両引のぼって、「さつき晴れ」の空の下、電車なら五十六

この頃とも、もうすぐお別れ……試乗電車(手前)とすれ違う汽車一定光寺駅近くの第一玉野、第二玉野トンネル間で

定光寺新トンネル工事現場 昭和 38 年 春日井市
中央線の複線電化工事に伴い、定光寺一帯の路線が新しく山側に造られることとなり、長いトンネルが掘られた。

峡谷の硬い岩石のところを線路を造る難工事で、最新の土木機械が活用された。

庄内川の橋梁を渡る貨物列車
複線化工事の資材を運ぶ (昭和 35 年)

昭和 41 年 春日井駅にて
「祝複線電化完成」のプレートが付けた列車が入ってくると、花束を持った小学生が、運転手と車掌さんに 祝意を表している。春日井市

昭和 41 年 7 月 1 日の名古屋から瑞浪間の電化営業を前に、5 月 11 日朝名古屋-瑞浪間(50.1 キロ)を試乗電車が走った時の新聞記事

写真は、定光寺駅近くの第 1 玉野、第 2 玉野トンネル間で、電車と蒸気機関車がすれちがう。

7 月 1 日からは、勝川駅では蒸気機関車をみることがなくなった。

43 年 7 月には中津川まで、45 年夏には全線が複線電化される。



昭和 41 年 春日井駅にて
「祝複線電化完成」のプレートが付けた列車が入ってくると、花束を持った小学生が、運転手と車掌さんに 祝意を表している。春日井市

(8) 戦前、戦中の様子

① 農村恐慌と小作争議

第一次世界大戦の好景気は一部の資本家に恩恵をもたらしたものの、物価の高騰、特に米価の暴騰は多くの住民には不安を与えました。

春日井地区の米価は大正3年、石あたり12円台が、大正7年には50円に高騰しています。

第一次大戦が終わりかけた大正7年8月には全国的に米騒動がおり、瀬戸の焼打事件をはじめ、守山、勝川などでも騒ぎがりましたが、県等の廉売などで落ち着きを取り戻しました。

一変、大正9年は大豊作で米価は暴落を始め、大正10年には石20円台にまで落ち込みました。

郡農協会は、米価低落防止について「損までして売るな! 1石35円(1俵14円)になるまで」という「農民諸君への警告」を出しています。

しかし、「苦しい我慢は後のため」と訴えられても、「お金に困る方は融通して」というだけの対策では、安いからといっても、金に困ればお米を手放さないわけにはいきません。

大正11年10月郡役所では消費節約を決議して、各町村で「申合せ規約」を作らせています。

都市では、戦後恐慌による失業とロシア革命による思想的影響によって、労働運動が表面化して来たところへ、大正12年9月の関東大震災が社会不安を一層かきたてました。

日本農民組合や日本共産党が結成され、農村の社会問題として小作争議が全国的に頻発し、地主会や小作会がつくられました。

昭和4年(1929)年10月6日にアメリカから始まった恐慌は、世界恐慌へと発展し、そのあおりを受けた日本では昭和5年(1930)年に昭和恐慌がおり、その年は豊作とかさなって米価はわずかの間に約3分の2に暴落、いわゆる「豊作飢饉」が発生。ついで翌年と昭和9年(1934)年には東北・北海道が「凶作飢饉」にみまわれ、農村婦女子の身売りが問題となっていました。

コメ価格の暴落や小作争議の激増など、農村は社会不安の根源地とみられており、国は農村救済の対策を取ろうとしていましたが、軍事費の膨張などでうまくいきませんでした。

この地域では、昭和4年に東海農民組合を中心に全日本農民組合同盟愛知県連合会が結成されました。

組合員は東春日井・西春日井・丹羽3群の小作と自作1,084名で、春日井地域では、牛山・松河戸・篠木・八田など3,000名近くが参加しました。

これまで集団で地主の家に押しかけ、投石などの乱暴な行動にでることもありましたが、組合成立後は代表による団体交渉にかわりました。

松河戸地区では、延米の廃止をめぐる、昭和3年から12年まで長期の小作争議がつづきました。

米を1俵たわらにつめても目方をはかると不足したりするので、その手数料として、年貢米の1割を余分に納めたのが延米で、1町耕作していれば、一人分の1年中の飯米にあたる量の延米をだしていました。

松河戸の地主は多くても10町前後の小地主で、地主約20名と小作約30名で数の上でも均衡していたのでそれだけ小作争議が長引きました。

調停裁判にも持ち込まれたが、結局地主が折れざるをえなかったとのこと。

こうした社会情勢の変化と相まって、住民の政治意識も高まり、大正デモクラシー ② 戦争の時代
大正14年について「普通選挙法」を公布し、同時に「治安維持法」を制定しました。

同時に地方議会制度も大きく変わり、昭和に入ると、ようやく農民組合系の無産者代表がぼつぼつ町村会の一角に議席を占めるようになってきます。



勝川町の節約板
鳥居松村(松河戸)でも同様な制札が作られています。春日井市

② 戦争の時代

① 農村危機と戦争の拡大

昭和に入っても農村の危機は一段と深刻になり、小作争議はかえって増加していきました。

こうした中、地主たちは農村問題の解決を政府の積極的な救農対策にかけていました。

昭和7年、政府は「農村振興土木事業」として、地域住民が行う事業について半額の補助金を出して、小作争議、失業対策として農民に現金収入の途を与えました。

この時期、松河戸地区でも、延米の廃止をめぐって、昭和3年から12年まで長期の小作争議がつづいている最中で、この小作争議を少しでも収める意味でも、松河戸の富島区長は昭和7年9月6日付けで「農村振興土木事業」の申請を鳥居松村長経由で愛知県知事に出しています。

(参照 P62 ④ 農村の雇用対策)

しかし、国のこの事業も、軍事費の膨張で、政府が掲げたのは「農山漁村経済更生計画」といういわゆる自力更生運動にとどまりました。

そして、軍部の台頭と戦争の拡大につれ、農民の眼を農村から対外的危機にそらし、やがて「非常時」という戦時体制に動員するための思想訓練につながるものとなっていきます。

昭和6年9月満州事変が起こり、昭和8年に国際連合脱退、昭和11年に2.26事件、昭和12年7月に日華事変、そして昭和13年「国家総動員法」が成立し、昭和16年「治安維持法」が全面改訂施行され、昭和16年12月8日太平洋戦争が始まります。

日本は戦争へと突き進み、鳥居松工廠、鷹来工廠、高蔵寺工廠が設置され、春日井市は軍事都市として歩んでいきます。

② 軍事都市春日井

愛知県農地史(後編)

鳥居松陸軍工廠設置のための土地買収の交渉があったのは、日華事変のはじまった昭和12年10月でした。

松河戸の土地も候補に上がりましたが、名古屋上水道(大正13年取水開始)が埋没されていたので現在の王子製紙のある上条の土地に決定されました。

土地の買収はほとんど強制的に100畝(約30万坪)が接収され、小作離れ料も大変安いものでした。

一方的に反当たり田は740円、畑は430円に抑えられたといえます。

それにともない鳥居松村で170人の小作人も反当たり20円から30円の作離料で耕作地から追われました。

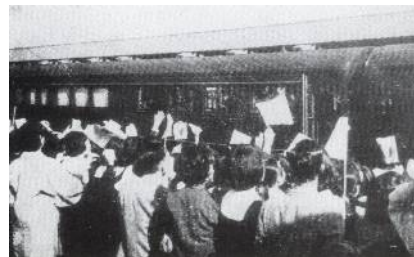
買収総価格は、456,722円33銭で、平均坪当たり、2円26銭5厘でした。

(表15) 春日井地域陸軍工廠設置関係表

事項	所在	鳥居松村	鷹来町	高蔵寺町
関係土地面積	田	980反	500反	550反
	畑	20	300	500
	山林	—	—	3000
反当土地価格	田	740円	650円	860円
	畑	430円	500円	540
	山林	—	—	120
小作人賠償	明渡年月	13年10月	15年11月	14年10月
	支給者	使用者	使用者	使用者
	受給者数	170人	90人	75人
	作離料(反当)	30円	30円	20円
	毛上補償(反当)	—	桑27円 果樹40円	麦150円

昭和16年12月18日米開戦が始まると、松河戸区内でも戦闘帽にゲートル、モンペに防空頭巾がはらんし、応召出征兵の歓送風景が連日のようにくりひろげられました。

出征する朝は、区の役員や国防婦人会(大日本婦人会)、友人、知人が見送り、玄関前で門出の式を行い、白山神社で武運長久を祈り、勝川駅まで軍歌を歌って行進し、それぞれの部隊に入隊していきました。



出征兵の見送り 昭和18年鳥居松駅にて

昭和18年6月1日、勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4か町村が合併して春日井市が施行されました。

この地域には、軍事工場が鳥居松工廠(昭和14年8月発足)、鷹来工廠(昭和16年6月発足)、高蔵寺工廠(昭和16年9月発足)の3つあり、一つの市にまとめたいと軍部の意向もあったと聞いています。



戦時中の松河戸警防団

③ 戦中の生活

配給品と代用品で不自由な耐久生活をつづけねばなり

ませんでした。それに相次ぐ応召や徴用で労力は不足し、生産の粗放低下を免れませんでした。

また、子どもの学校の教科書や遊びの中にも、戦争色が色濃く入り込むようになってきました。

そんな中においても、村にとって秋祭りは一番のお祭りでした。

この日は誰も仕事を休み御馳走を食べました。子どもにとっても楽しい一日となりました。

かんぴょうを入れた巻寿司・稲荷寿司、川のやき魚が張られた押し寿司、どじょう汁などでした。

白山神社では神楽が披露され、屋台もでて、村人全員でお祭りを祝いました。

【参考(p89) ⑤子どもの頃の遊び】

農閑期の作業として貴重な現金収入が得られる養蚕は、明治の中頃から行われるようになり、昭和の初め頃ほどこの農家でも飼育していましたが、この地域は水田中心の地帯でしたので、戦争が激しくなると食糧増産へ力を入れていき、桑畑はさつまいも畑や野菜畑に変わっていきました。

養鶏を行う農家も明治中頃から行われるようになりましたが、販売を目的とするよりは自家消費的な小規模なものでした。

働き手でもある若者や夫は戦争へ徴用されたので、家を守る妻や老人が必死に田畑も守りましたが、工廠設置のため農地は接収され、いっぽう軍事工場の活況のため名古屋などへ働きに出る者も増えたので、耕地を放棄し小作を返還するものもありました。



兵隊から帰郷しても、休む間もなく畑仕事

松河戸の西方面の水田の上は、名古屋方面から鳥居松工廠を爆撃する飛行機のとおり道でもあり、土手には高射砲陣地が造られていました。

(昭和30年代頃まで、爆撃機のとおり道にあった松河戸の西(段下、堤越)の田んぼの中には直径6~10m程のくぼみがあちこちで見られましたが爆弾の落ちた跡でした。戦後子ども達は、その池でフナ、タニシ、雷魚などを獲って遊び食事の足しにしていました。)

④ 空襲

本土初空襲は、太平洋戦争が始まって間もない昭和17年4月18日で、太平洋上の空母ホーネットから発艦した陸軍機B25の16機によるもので、名古屋にも2機が飛来して6か所に焼夷弾を投下していきました。

その後、空襲はしばらくありませんでしたが、昭和19年になり、大型爆撃機B29の基地が中国やサイパンなどに整うと、日本本土の各地を本格的に襲うようになりました。

名古屋には日本の航空機産業の大半が集中していたので、空襲はこれらの軍需工場を破壊することを目的に大小56回にもおよびました。

名古屋に初の本格的な空襲があったのは、昭和19年12月13日、B29爆撃機90機による三菱重工業名古屋発動機製作所(東区大幸南1丁目から千代田橋2丁目)など軍事工場一帯の空襲でした。

昭和20年3月12日未明の空襲では、200機のB29による市街地に対する大規模な無差別空襲が行われ、爆弾や焼夷弾が雨のように落ち、死者数519人、全焼家屋は25,734戸の被害がありました。名古屋は到るところ焦土と化し、夜空を染める真赤な火は、松河戸の夜をもうっすらと染めました。

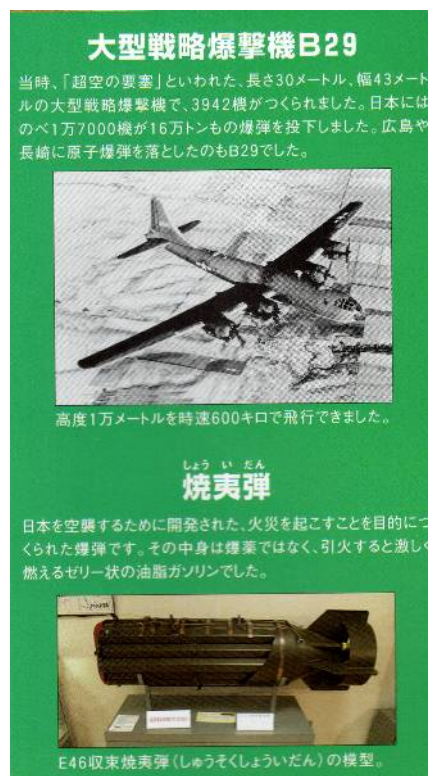
空襲開始当初は三菱重工業を始めとする軍事工場に対する爆撃が中心でしたが、次第に米軍の目標は市街地に対する焼夷弾での無差別爆撃へと移り、昭和20年3月19日午前2時頃230機のB29の爆撃により、死者数826人、全焼家屋は39,893戸の被害がありました。

この時、昭和12年(1937)に竣工したばかりの6階建ての名古屋駅の焼け焦げた姿が松河戸からも見えたといえます。

5月14日には、440機のB29が名古屋を襲い、死者数338人、全焼家屋は22,000戸以上で旧国宝の名古屋城の天守閣も消失しています。この頃になると、連日B29爆撃機や艦載機が来襲してきました。

ヨーロッパ戦では、5月7日イタリアに続いてナチスドイツでは無条件降伏していました。

6月になると、目標は再び軍需工場に変わり、6月9日の愛知時計電機を中心に狙った空襲では、わずか10分間で愛知時計電機、愛知航空機の社員や動員額とを含む2,068人が犠牲になりました。



油脂を充填した焼夷弾は空中で破裂し、火の油が降り注ぐ。

名古屋方面 昭和20年3月12日



炎上する名古屋駅(昭和20年3月19日)
屋上には高射砲の陣地があったが、敵機には全く届かなかった。

この時、熱田神宮の東門にあった春敲門(扁額は小野道風が書いたとされる)は焼失しましたが、扁額は熱田神宮に保管されています。

松河戸の農家の離れ座敷や小屋は、避難者たちで埋められ、蔵は名古屋の人達の家財の仮保管場所となりました。

名古屋への空襲が相つぐにしたがい「きょうは工廠に来るか、あすは春日井か」と春日井市民は恐れおののいていました。

3月24日夜半からの名古屋の空襲が空を赤くしていた矢先、昭和20年3月25日の夜間ついにB29は春日井を襲いました。

鳥居松工廠、松河戸、桜佐に500キロ爆弾や焼夷弾が降り、鳥居松工廠では、防空壕のうち3ヶ所は吹き飛ばされ26名の命が奪われました。松河戸では500キロ爆弾が3発投下され、家屋5戸が消失し、川原島の一家3人が死亡しています。桜佐でも約20戸あった民家のうち5戸が全焼し6名の死者を出しています。

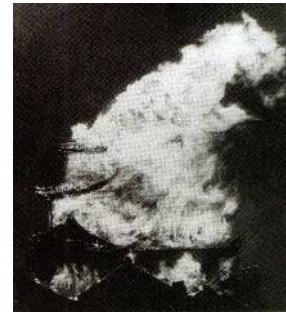
それ以降、市内でも空襲が続き、5月29日にも松河戸が空襲されています。

また、グラマン戦闘機が低空飛行で住民に直接銃撃を加える事態も起こっていました。

8月6日広島に9千m上空から原子爆弾が投下され、8月9日に長崎に、そしてソ連の参戦で8月15日終戦を迎えます。

その終戦前日の8月14日午後には模擬原爆(4.5トン爆弾のパンプキン爆弾)が春日井市内に4発投下され、鳥居松工廠にも1発投下され壊滅的な被害が出ました。付近の上条、下条、枅ヶ島地区にも大きな被害が出ました。

(パンプキン爆弾は原爆のリハーサルでした。春日井市内には4発投下され、鳥居松工廠に着弾したのは1発、その周辺に2発、そして鷹来製造所に1発投下された。終戦がもう少し遅れていたら、8月17日頃どこかの地に3発目の原爆が落とされていたことが報道されています。)



昭和20年5月14日
空襲により炎上する名古屋城



恐ろしかった体験

小学校5年生の時でした。
学校から帰って母と一緒に田んぼの手伝いをしていると、その時は空襲警報も出されていなかったもので、空に2機の飛行機が飛んでいたけれど、日本軍だと思って安心していました。
すると、突然その中の1機が急降下してきて、私めがけて機銃掃射で撃ってきました。
見上げると、パイロットの顔がもみえました。
考える暇などなく、走ってちょうど竹藪があったので、そこに逃げこみました。
竹藪の中まで撃ってきたのですが、辛うじて助かりました。
母は用水路の中に身を隠し無事でした。
一瞬の出来事で、お互い自分の身を守る以外何もできませんでした。

あの時、用水路や竹藪がなければ今の私たちは居なかったでしょう。グラマン戦闘機の恐ろしさが身にしみました。
一生忘れることの出来ない恐い思い出です。

春日井空襲は、昭和20年3月12日、3月25日、5月14日、5月29日とある。
松河戸には、3月25日、5月29日に空襲がされた。

目標は鳥居松工廠であったが、通り道であった松河戸にも爆弾が落とされた。

昭和20年3月25日の夜間空襲では、松河戸の川原島には500キロ爆弾が投下され家屋が消失し死者も出た。

第一復員省資料課「全国主要都市戦災概況図」
昭和20年12月 春日井市

戦中の物価 (聞き取り)

昭和17年 巻きずし1本25銭、 昭和19年 風呂代6銭、 昭和20年 はがき3銭→5銭、 封書7銭→10銭
昭和20年 米一升5円、 大根1本2円、 炭1俵50円、 鳥居松工廠1か月の給料約40円~60円